

自動車共済約款

自動車共済約款目次

第1章 賠償責任条項

- 第1条 (共済金をお支払いする場合—対人賠償)
- 第2条 (共済金をお支払いする場合—対物賠償)
- 第3条 (共済金をお支払いしない場合—その1 対人・対物賠償共通)
- 第4条 (共済金をお支払いしない場合—その2 対人賠償)
- 第5条 (共済金をお支払いしない場合—その3 対物賠償)
- 第6条 (共済の補償を受けられる方(被共済者)—対人・対物賠償共通)
- 第7条 (個別適用)
- 第8条 (当組合による援助—対人・対物賠償共通)
- 第9条 (当組合による解決—対人賠償)
- 第10条 (損害賠償請求権者の直接請求権—対人賠償)
- 第11条 (当組合による解決—対物賠償)
- 第12条 (損害賠償請求権者の直接請求権—対物事故)
- 第13条 (損害の一部とみなす費用—対人・対物賠償共通)
- 第14条 (お支払いする共済金の計算—対人賠償)
- 第15条 (お支払いする共済金の計算—対物賠償)
- 第16条 (仮払金および供託金の貸付け等—対人・対物賠償共通)
- 第17条 (先取特権—対人・対物賠償共通)
- 第18条 (損害賠償請求権者の権利と被共済者の権利の調整)

第2章 自損事故条項

- 第1条 (共済金をお支払いする場合)
- 第2条 (共済金をお支払いしない場合—その1)
- 第3条 (共済金をお支払いしない場合—その2)
- 第4条 (共済の補償を受けられる方—被共済者)
- 第5条 (個別適用)
- 第6条 (死亡共済金の支払)
- 第7条 (後遺障害共済金の支払)
- 第8条 (医療共済金の支払)
- 第9条 (減収補償共済金の支払)
- 第10条 (臨時費用等の支払)
- 第11条 (他の身体の障害または疾病の影響)
- 第12条 (お支払いする共済金の限度額)
- 第13条 (代位)

第3章 搭乗者傷害条項

- 第1条 (共済金をお支払いする場合)
- 第2条 (共済金をお支払いしない場合—その1)
- 第3条 (共済金をお支払いしない場合—その2)
- 第4条 (共済の補償を受けられる方—被共済者)
- 第5条 (個別適用)
- 第6条 (死亡共済金の支払)
- 第7条 (後遺障害共済金の支払)
- 第8条 (重度後遺障害特別共済金の支払)
- 第9条 (医療共済金の支払)
- 第10条 (他の身体の障害または疾病の影響)
- 第11条 (お支払いする共済金の限度額)
- 第12条 (代位)

第4章 車両条項

- 第1条 (共済金をお支払いする場合)
- 第2条 (共済金をお支払いしない場合—その1)
- 第3条 (共済金をお支払いしない場合—その2)
- 第4条 (共済金をお支払いしない場合—その3)
- 第5条 (損害額の決定)
- 第6条 (修理費)
- 第7条 (損害の一部とみなす費用)
- 第8条 (お支払いする共済金の計算)
- 第9条 (現物による支払)
- 第10条 (被害物についての当組合の権利)
- 第11条 (盗難自動車の返還)

第5章 基本条項

- 第1条 (共済責任の始期および終期)
- 第2条 (共済責任のおよぶ地域)
- 第3条 (あらかじめお知らせいただくこと—告知義務)
- 第4条 (ご契約後にお知らせいただくこと—通知義務)
- 第5条 (共済契約者の住所変更)
- 第6条 (共済契約自動車の譲渡)
- 第7条 (共済契約自動車の異動)
- 第8条 (共済契約の無効)
- 第9条 (共済契約の取消し)
- 第10条 (共済金額の調整)
- 第11条 (共済契約の解除)
- 第12条 (重大事由による解除)
- 第13条 (共済契約解除の効力)
- 第14条 (共済契約の失効)
- 第15条 (共済掛金の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)
- 第16条 (共済掛金の返還—無効または失効の場合)
- 第17条 (共済掛金の返還—取消しの場合)
- 第18条 (共済掛金の返還—共済金額の調整の場合)
- 第19条 (共済掛金の返還—解除の場合)
- 第20条 (共済契約自動車の管理義務)
- 第21条 (共済契約自動車に関する調査)
- 第22条 (事故発生時の義務)
- 第23条 (事故発生時の義務違反)
- 第24条 (他の保険契約等がある場合の共済金の支払額)
- 第25条 (共済金の請求)
- 第26条 (共済金の支払時期)
- 第27条 (前払共済金の支払)
- 第28条 (当組合の指定する医師が作成した診断書の要求)
- 第29条 (損害賠償額の請求および支払)
- 第30条 (時効)
- 第31条 (損害賠償額請求権の行使期限)
- 第32条 (代位)
- 第33条 (訴訟の提起)
- 第34条 (審査請求)
- 第35条 (除名の場合の措置)
- 第36条 (準拠法)

附則

(用語の定義)

【い】

医学的他覚所見 理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

【う】

運転者 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第2条（定義）第4項に定める運転者をいいます。

【き】

危険 損害または傷害の発生の可能性をいいます。

危険増加 告知事項についての危険が高くなり、この共済契約で定められている共済掛金が、その危険を計算の基礎として算出される共済掛金に不足する状態になることをいいます。

共済期間 共済証書記載の共済期間をいいます。

共済金 死亡共済金、後遺障害共済金、重度後遺障害特別共済金、医療共済金、減収補償共済金または臨時費用等をいいます。

共済金額 共済証書記載の共済金額をいいます。

共済契約自動車 共済証書記載の自動車をいいます。

共済契約自動車の価額 共済契約自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・初度登録年月等(注)で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。
(注)初度検査年月を含みます。

共済価額 損害が生じた地および時における共済契約自動車の価額をいいます。

【こ】

後遺障害 治療の効果が医学上期待できない状態であって、被共済者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。

告知事項 危険に関する重要な事項のうち、共済契約申込書の記載事項とすることによって、**当組合が告知を求めたものをいいます。(注)**
(注)他の保険契約等に関する事項を含みます。

【し】

自動車取扱業者 自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役、または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。

自賠償共済等 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任共済または責任保険をいいます。

自動車の新規取得 共済契約自動車と同一の用途車種の自動車を新たに**取得(注)**し、または1年以上を期間とする貸借契約により借り入れることをいいます。
(注)所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。

所有権留保条項付売買契約 自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。

新規取得自動車 新たに**取得(注)**し、または借り入れた自動車をいいます。
(注)所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。

【せ】

全損 車両条項第5条（損害額の決定）第1項による損害額または第6条（修理費）の修理費が**共済価額以上となる場合(注)**をいいます。

(注)車両が盗難され、発見できなかった場合を含みます。

【そ】

損害賠償請求権者 当組合に対して損害賠償額を直接請求できる者をいい、対人事故の直接の被害者、被害者が死亡した場合の被害者の法定相続人、慰謝料請求権者、対物事故の被害財物の所有者等をいいます。

装備 自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態または法令に従い共済契約自動車に備えつけられている状態をいいます。

【た】

対人事故 被共済自動車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することをいいます。

対物事故 被共済自動車の所有、使用または管理に起因して他人の財物を滅失、破損または汚損することをいいます。

他の保険契約等 この共済契約の全部、または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

【ち】

治療 医師による治療をいいます。ただし、被共済者が医師である場合は、被共済者以外の医師による治療をいいます。

【つ】

通院 治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。

【て】

定着 ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。

【に】

入院 医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

【は】

配偶者 婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

【ふ】

付属品 共済契約自動車に定着または装備されている物をいい、次の物を含みません。

- ① 燃料、ボデーカバーおよび洗車用品
- ② 法令により自動車に定着または装備することを禁止されている物
- ③ 通常装飾品とみなされる物
- ④ 共済証書に明記されていない**付属機械装置(注1)**
- ⑤ **定着式音声広報装置(注2)**
- ⑥ 工作用自動車のブーム。ブームとは次の物をいいます。
ア、**ブーム(注3)**ならびに伸縮シリンダ、俯仰シリンダ、ワイヤロープ、フック等ブームと機能上一体を

なしている部分品およびブームの機能上必要である部分品
イ、上記アに定めるものに定着または装備されている次に掲げる物

- a. 使用の目的により交換装置する部分品および機械装置
- b. 安全装置および警報装置
- c. 作動油および油脂類
- d. 配線、配管およびホース類
- e. その他通常付属品とみなされる物

⑦ タンクふん尿車等に付属するホース

(注1)医療防疫車、検査測定車、電源車、放送中継車等自動車検査証記載の用途が特種用途である自動車に定着または装備されている精密機械装置をいいます。

(注2)マイクロホン、アンプおよびスピーカーを言います。

(注3)ジブを含みます。

分損 車両条項第5条（損害額の決定）第1項による損害額および第6条（修理費）の修理費がいずれも共済価額未満となる場合をいいます。

【ほ】

保有者 自動車損害賠償保障法第2条第3項に定める保有者をいいます。

【み】

未婚 これまでに婚姻歴がないことをいいます。

【め】

免責金額 支払共済金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被共済者の自己負担となります。

【よ】

用途車種 「共済掛金及び責任準備金の算出方法書」第1章共済掛金の計算の方法に関する事項の2に掲げる自動車の用途車種をいいます。

自動車共済約款
第1章 賠償責任条項

(共済金をお支払いする場合—対人賠償)

第1条 当組合は、対人事故により、被共済者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この賠償責任条項および基本条項に従い、共済金を支払います。

2. 当組合は、1回の対人事故による第1項の損害の額が**自賠償共済等によって支払われる金額(注)**を超過する場合には限り、その超過額に対してのみ共済金を支払います。

(注) 共済契約自動車に自賠償共済等の契約が締結されていない場合は、自賠償共済等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。

(共済金をお支払いする場合—対物賠償)

第2条 当組合は、対物事故により、被共済者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この賠償責任条項および基本条項に従い、共済金を支払います。

(共済金をお支払いしない場合—その1 対人・対物賠償共通)

第3条 当組合は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、共済金を支払いません。

- (1) 共済契約者またはこれらの者の法定代理人(注1)の故意
 - (2) 共済契約者以外の被共済者の故意。ただし、それによってその被共済者が法律上の損害賠償額を負担することによって被る損害に限ります。
 - (3) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注2)
 - (4) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - (5) 台風、洪水または高潮
 - (6) 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質によって汚染された物(注4)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - (7) (6)に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - (8) (3)から(7)までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - (9) 共済契約自動車を**競技、曲技(注5)**もしくは試験のために使用すること、または共済契約自動車を**競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用(注6)**すること
- (注1) 共済契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(注2) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
(注3) 使用済燃料を含みます。
(注4) 原子核分裂生成物を含みます。
(注5) 競技または曲技のための練習を含みます。
(注6) 救急、消防、事故処理、補修、清掃のための使用を除きます。

2. 当組合は、盗取された共済契約自動車によって生じた損害については、原則として共済金を支払いません。

3. 当組合は、被共済者が損害賠償に関し第三者との間に特約を締結している場合は、その特約によって加重された損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、共済金を支払いません。

(共済金をお支払いしない場合—その2 対人賠償)

第4条 当組合は、対人事故により次のいずれかに該当する者の生命または身体が害された場合には、それによって被共済者が被る損害に対しては、共済金を支払いません。

- (1) 共済契約者(注)またはその父母、配偶者もしくは子
 - (2) 共済契約自動車を運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子
 - (3) 共済契約者以外の被共済者またはその父母、配偶者もしくは子
 - (4) 共済契約者の業務に従事中の使用人
 - (5) 共済契約者以外の被共済者の業務に従事中の使用人
- (注) 法人であるときは、代表権を有するものをいいます。

(共済金をお支払いしない場合—その3 対物賠償)

第5条 当組合は、対物事故により次のいずれかに該当する者の所有、使用または管理する財物が滅失、破損または汚損された場合には、それによって被共済者が被る損害に対しては、共済金を支払いません。

- (1) **共済契約者(注)**またはその父母、配偶者もしくは子
 - (2) 共済契約自動車運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子
 - (3) 共済契約者以外の被共済者またはその父母、配偶者もしくは子
 - (4) 共済契約者以外の被共済者の業務に従事中の使用人
- (注) 法人であるときは、代表権を有するものをいいます。

(共済の補償を受けられる方(被共済者)—対人・対物賠償共通)

第6条 この賠償責任条項における被共済者は、次のいずれかに該当する者とします。

- (1) 共済契約者
- (2) 共済契約者の承諾を得て共済契約自動車を使用または管理中の者。ただし、自動車取扱業者が業務として受託した共済契約自動車を使用または管理している間を除きます。

(個別適用)

第7条 この賠償責任条項の規定は、それぞれの被共済者ごとに個別に適用します。

2. 第1項の規定によって、第14条(お支払いする共済金の計算—対人賠償)第1項および第15条(お支払いする共済金の計算—対物賠償)第1項に定める当組合の支払うべき共済金の限度額ならびに第14条第2項(2)に定める臨時費用の限度額が増額されるものではありません。

(当組合による援助—対人・対物賠償共通)

第8条 被共済者が対人事故または対物事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合には、当組合は、被共済者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当組合が被共済者に対して支払責任を負う限度において、被共済者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手續について協力または援助を行います。

(当組合による解決—対人賠償)

第9条 被共済者が対人事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合、または当組合が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、当組合は、当組合が被共済者に対して支払責任を負う限度において、当組合の費用により、被共済者の同意を得て、被共済者のために、**折衝、示談または調停もしくは訴訟の手續(注)**を行います。

(注) 弁護士の選任を含みます。

2. 第1項の場合には、被共済者は当組合の求めに応じ、その遂行について当組合に協力しなければなりません。
 3. 当組合は、次のいずれかに該当する場合は、第1項の規定は適用しません。
 - (1) 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額が、共済証書記載の共済金額および**自賠償共済等によって支払われる金額(注)**の合計額を明らかに超える場合
 - (2) 損害賠償請求権者が、当組合と直接、折衝することに同意しない場合
 - (3) 共済契約自動車に自賠償共済等の契約が締結されていない場合
 - (4) 正当な理由がなく被共済者が第2項に規定する協力を拒んだ場合
- (注) 共済契約自動車に自賠償共済等の契約が締結されていない場合は、自賠償共済等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。

(損害賠償請求権者の直接請求権—対人賠償)

第10条 対人事故によって被共済者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当組合が被共済者に対して支払責任を負う限度において、当組合に対して第3項に定める損害賠償額の支払を請求することができます。

2. 当組合は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して第3項に定める損害賠償額を支払います。ただし、当組合がこの賠償責任条項および基本条項に従い被共済者に対して支払うべき**共済金の額(注)**を限度とします。

- (1) 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被共済者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
 - (2) 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被共済者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
 - (3) 損害賠償請求権者が被共済者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被共済者に対して書面で承諾した場合
 - (4) 第3項に定める損害賠償額が共済証書記載の**共済金額(注)**を超えることが明らかになった場合
 - (5) 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被共済者について、次のいずれかに該当する事由があった場合
イ. 被共済者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。
- (注)** 同一事故につきすでに当組合が支払った共済金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

3. 前条およびこの条の損害賠償額とは、次の算式によって算出した額とします。

$$\begin{array}{l} \text{被共済者が損害賠償} \\ \text{請求権者に対して負} \\ \text{担する法律上の損害} \\ \text{賠償責任の額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{自賠償共済等に} \\ \text{よって支払われる} \\ \text{金額(注)} \end{array} - \begin{array}{l} \text{被共済者が損害賠償請} \\ \text{求権者に対してすでに} \\ \text{支払った損害賠償責任} \\ \text{の額} \end{array} = \text{損害賠償額}$$

(注) 共済契約自動車に自賠償共済等の契約が締結されていない場合は、自賠償共済等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。

4. 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被共済者の共済金の請求と競合した場合は、当組合は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。
5. 第2項の規定に基づき当組合が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当組合が被共済者に、その被共済者の被る損害に対して、共済金を支払ったものとみなします。

(当組合による解決—対物賠償)

第11条 被共済者が対物事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合、または当組合が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、当組合は、当組合が被共済者に対して支払責任を負う限度において、当組合の費用により、被共済者の同意を得て、被共済者のために、折衝、**示談または調停もしくは訴訟の手続(注)**を行います。

2. 第1項の場合には、被共済者は当組合の求めに応じ、その遂行について当組合に協力しなければなりません。
3. 当組合は、次のいずれかに該当する場合は、第1項の規定は適用しません。
 - (1) 1回の対物事故につき、被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の総額が、共済証書記載の共済金額を明らかに超える場合
 - (2) 被共済者が、共済証書記載の免責金額を支払わない場合
 - (3) 損害賠償請求権者が、当組合と直接、折衝することに同意しない場合
 - (4) 正当な理由がなく被共済者が第2項に規定する協力を拒んだ場合

(注) 弁護士の選任を含みます。

(損害賠償請求権者の直接請求権—対物事故)

第12条 対物事故によって被共済者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当組合が被共済者に対して支払責任を負う限度において、当組合に対して第3項に定める損害賠償額の支払を請求することができます。

2. 当組合は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して第3項に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の対物事故につき、当組合がこの賠償責任条項および基本条項に従い被共済者に対して支払うべき**共済金の額(注)**を限度とします。
 - (1) 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被共済者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
 - (2) 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被共済者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合

求権者との間で、書面による合意が成立した場合

(3) 損害賠償請求権者が被共済者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被共済者に対して書面で承諾した場合

(4) 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被共済者について、次のいずれかに該当する事由があった場合
ア、 被共済者またはその法定相続人の破産または生死不明

イ、 被共済者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと

(注) 同一事故につきすでに支払った共済金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

3. 前条（当組合による解決一対物賠償）およびこの条の損害賠償額とは、次の算式によって算出した額とします。

被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	被共済者が損害賠償請求権者に対して、すでに支払った損害賠償責任の額	共済証書に免責金額の記載がある場合は、その免責金額	=	損害賠償額
-----------------------------------	-----------------------------------	---------------------------	---	-------

4. 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被共済者の共済金の請求と競合した場合は、当組合は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。

5. 第2項または第7項の規定に基づき当組合が損害賠償請求権者に損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当組合が被共済者に、その被共済者の被る損害に対して、共済金を支払ったものとみなします。

6. 1回の対物事故につき、被共済者が負担する法律上の**損害賠償責任の総額(注)**が共済証書記載の共済金額を超えると認められる時以降、損害賠償請求権者は第1項の規定による請求権を行使することはできず、また当組合は第2項の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。

(1) 第2項(4)に規定する事実があった場合

(2) 損害賠償請求権者が被共済者に対して、対物事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被共済者またはその法定相続人も折衝することができないと認められる場合

(3) 当組合への損害賠償の請求について、すべての損害請求権者と被共済者との間で書面による合意が成立した場合

(注) 同一事故につきすでに当組合が支払った共済金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。

7. 第6項(2)または(3)に該当する場合は、第2項の規定にかかわらず、当組合は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、1回の対物事故につき、当組合がこの賠償責任条項および基本条項に従い被共済者に対して支払うべき**共済金の額(注)**を限度とします。

(注) 同一事故につきすでに支払った共済金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

(損害の一部とみなす費用一対人・対物賠償共通)

第13条 共済契約者または被共済者が支出した次の**費用(注)**は、これを損害の一部とみなします。

(1) 基本条項第22条（事故発生時の義務）(1)に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用

(2) 基本条項第22条(6)に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

(3) 対人事故または対物事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急処置のために要した費用、およびあらかじめ当組合の書面による同意を得て支出した費用

(4) 対人事故または対物事故に関して被共済者の行う折衝または示談について被共済者が当組合の同意を得て支出した費用、および第9条（当組合による解決一対人賠償）第2項または第11条（当組合による解決一対物賠償）第2項の規定により被共済者が当組合に協力するために要した費用

(5) 損害賠償に関する争訟について、被共済者が当組合の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

(注) 収入の喪失を含みません。

2. 被共済者が対人事故により法律上の損害賠償責任を負担する場合であって、生命または身体を害された者が次のいずれかに該当するときは、第1項の費用のほか、被共済者が臨時に必要なとする費用（以下「臨時費用」といいます。）

は、これを損害の一部とみなします。

- (1) 対人事事故の直接の結果として死亡した場合
- (2) 対人事事故の直接の結果として入院した場合

(お支払いする共済金の計算—対人賠償)

第14条 1回の対人事事故につき当組合の支払う共済金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、生命または身体を害された者1名につき、それぞれ共済証書記載の共済金額を限度とします。

$$\begin{array}{l} \text{被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額} \\ + \\ \text{前条第1項(1)から(3)までの費用} \end{array} - \begin{array}{l} \text{自賠償共済等によって支払われる金額(注)} \end{array} = \text{共済金の額}$$

(注) 共済契約自動車に自賠償共済等の契約が締結されていない場合は、自賠償共済等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。

2. 当組合は、第1項に定める共済金のほか、次の額の合計額を支払います。

- (1) 前条第1項(5)の費用
- (2) 前条第2項の臨時費用。ただし、1回の対人事事故により生命または身体を害された者1名につき、次の額を限度として、アとイとは重複して支払いません。また、被共済者が弔慰・見舞等を怠ったと認められる場合は、この臨時費用は支払いません。
 - ア. 前条第2項(1)に該当する場合は、5万円
 - イ. 前条第2項(2)に該当する場合は、入院日数が20日以内のときは、1万円、入院日数が20日を超えるときは、2万円
- (3) 第9条（当組合による解決—対人賠償）第1項の規定に基づく訴訟または被共済者が当組合の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

(お支払いする共済金の計算—対物賠償)

第15条 1回の対物事故につき当組合の支払う共済金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、共済証書記載の共済金額を限度とします。

$$\begin{array}{l} \text{被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額} \\ + \\ \text{第13条（損害の一部とみなす費用—対人・対物賠償共通）第1項(1)から(3)までの費用} \end{array} - \begin{array}{l} \text{被共済者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{共済証書に免責金額の記載がある場合は、その免責金額} \\ \text{共済金の額} \end{array}$$

2. 当組合は、第1項に定める共済金のほか、次の額の合計額を支払います。

- (1) 第13条（損害の一部とみなす費用—対人・対物賠償共通）第1項(5)の費用
- (2) 第11条（当組合による解決—対物賠償）第1項の規定に基づく訴訟または被共済者が当組合の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

3. 第1項ただし書の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する対物事故で、かつ、対物共済金額が10億円を超える場合、当組合の支払う共済金の額は10億円を限度とします。

- (1) 共済契約自動車に業務として積載されている**危険物(注)**の火災、爆発または漏えいに起因する対物事故
- (2) 共済契約自動車に業務として積載されている**危険物**の火災、爆発または漏えいに起因する対物事故
- (3) 航空機の滅失、破損または汚損を伴う対物事故

(注) 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）（用語の定義）に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第2条（定義）に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条（定義）に定める毒物もしくは劇物をいいます

4. 第1項ただし書の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する対物事故で、かつ、対物共済金額が10億円を超える場合、当組合の支払う共済金の額は10億円を限度とします。

- (1) 「クレーン・ショベル付」A種工作車(注1)
- (2) レースカー(注2)
- (3) ラリーカー(注3)
- (4) これらに準ずる特殊車両(注4)

(注1) 用途車種が「A種工作車(クレーン・ショベル付)」に該当する自動車をいいます。

(注2) 公道を使用せず、特定の区域(正規の施設外を含みます。)で道路交通法の適用を受けずに、スピード等を競う競技またはその練習に使用する自動車をいいます。

(注3) 道路交通法および都道府県の条例に従い、公道を使用して行われる各種ラリーに出場する自動車をいいます。

(注4) (1)から(3)に準ずる特殊車両をいいます。

(仮払金および供託金の貸付け等—対人・対物賠償共通)

第16条 第8条(当組合による援助—対人・対物賠償共通)、第9条(当組合による解決—対人賠償)第1項または第11条(当組合による解決—対物賠償)第1項の規定により当組合が被共済者のために援助または解決にあたる場合には、当組合は、次の金額の範囲内で、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被共済者に貸付け、また、仮差押えを免れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れるための供託金を当組合の名において供託し、または供託金に付されると同率の利息で被共済者に貸付けます。

(1) 対人事故については、生命または身体を害された者1名につき、それぞれ共済証書記載の**共済金額(注1)**

(2) 対物事故については、1回の事故につき、共済証書記載の**共済金額(注2)**

(注1) 同一事故につきすでに当組合が支払った共済金または第10条(損害賠償請求権者の直接請求権—対人賠償)の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

(注2) 同一事故につきすでに当組合が支払った共済金または第12条(損害賠償請求権者の直接請求権—対物賠償)の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

2. 第1項により当組合が供託金を貸付ける場合には、被共済者は、当組合のために**供託金(注)**の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。

(注) 利息を含みます。

3. 第1項の貸付けまたは当組合の名による供託が行われている間においては、第10条(損害賠償請求権者の直接請求権—対人賠償)第2項ただし書、第12条(損害賠償請求権者の直接請求権—対物賠償)第2項ただし書、第12条第7項ただし書、第14条(お支払いする共済金の計算—対人賠償)第1項ただし書および前条第1項ただし書の規定は、その**貸付金または供託金(注)**をすでに支払った共済金とみなして適用します。

(注) 利息を含みます。

4. 第1項の**供託金(注)**が第三者に還付された場合には、その還付された**供託金**の限度で、第1項の当組合の名による**供託金**または**貸付金(注)**が共済金として支払われたものとみなします。

(注) 利息を含みます。

5. 基本条項第25条(共済金の請求)の規定により当組合の共済金支払義務が発生した場合は、第1項の仮払金に関する貸付金が共済金として支払われたものとみなします。

(先取特権—対人・対物賠償共通)

第17条 対人事故または対物事故にかかわる損害賠償請求権者は、被共済者の当組合に対する**共済金請求権(注)**について先取特権を有します。

(注) 第13条(損害の一部とみなす費用—対人・対物賠償共通)の費用に対する共済金請求権を除きます。

2. 当組合は次のいずれかに該当する場合に、共済金の支払を行うものとします。

(1) 被共済者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、**当組合から被共済者に支払う場合(注1)**

(2) 被共済者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被共済者の指図により、当組合から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

(3) 被共済者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が第1項の先取特権を行使したことにより、当組合から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

(4) 被共済者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当組合が被共済者に支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、**当組合から被共済者に支払う場合(注2)**

- (注1) 被共済者が賠償した金額を限度とします。
(注2) 損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

3. **共済金請求権(注)**は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、**共済金請求権**を質権の目的とし、または第2項(3)の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、第2項(1)または(4)の規定により被共済者が当組合に対して共済金の支払いを請求することができる場合を除きます。

(注) 第13条(損害の一部とみなす費用—対人・対物賠償共通)の費用に対する共済金請求権を除きます。

(損害賠償請求権者の権利と被共済者の権利の調整)

第18条 共済証書記載の共済金額が、前条第2項(2)または(3)の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる共済金と被共済者が第13条(費用—対人・対物賠償共通)の規定により当組合に請求することができる共済金の合計額に不足する場合は、当組合は、被共済者に対する共済金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する共済金の支払を行うものとし、ただし本条にいう共済証書記載の共済金額が第15条(お支払いする共済金の計算—対物賠償)第3項および第4項に該当する場合には、同条同項にいう金額とします。

第2章 自損事故条項

(共済金をお支払いする場合)

第1条 当組合は、被共済者が次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被り、かつ、それによってその被共済者に生じた損害に対して自動車損害賠償保障法第3条(自動車損害賠償責任)に基づく損害賠償請求権が発生しない場合は、その傷害に対して、この自損事故条項および基本条項に従い、共済金を支払います。

- (1) 共済契約自動車の運行に起因する事故
- (2) 共済契約自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または共済契約自動車の落下。ただし、被共済者が共済契約自動車の**正規の乗車装置またはその装置のある室内(注)**に搭乗中または当該装置を操作中である場合に限り、

(注) 隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

2. 第1項の傷害にはガス中毒を含みます。

3. 第1項の傷害には、次のものを含まません。

- (1) 日射、熱射または精神的衝動による傷害
- (2) 被共済者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの

(共済金をお支払いしない場合—その1)

第2条 当組合は、次のいずれかに該当する傷害に対しては、共済金を支払いません。

- (1) 被共済者の故意によって生じた傷害
- (2) 被共済者が法令に定められた運転資格を持たないで共済契約自動車を運転している場合、法令に定める酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で共済契約自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で共済契約自動車を運転している場合に生じた傷害
- (3) 被共済者が、共済契約自動車の使用について、共済契約者の承諾を得ないで共済契約自動車で搭乗中に生じた傷害
- (4) 被共済者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害

2. 傷害が共済金を受け取るべき者の故意によって生じた場合は、当組合は、その者の受け取るべき金額については、共済金を支払いません。

3. 当組合は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する**創傷感染症(注)**に対しては、共済金を支払いません。

(注) たんどく りんばせんえん はいけつしょう はしょうふう
丹毒、リンパ腺炎、敗血症、破傷風等をいいます。

(共済金をお支払いしない場合—その2)

第3条 当組合は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、共済金を支払いません。

- (1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱**その他これらに類似の事変または暴動(注1)**
 - (2) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - (3) **核燃料物質(注2)**もしくは**核燃料物質によって汚染された物(注3)**の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - (4) (3)に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - (5) (1)から(4)までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - (6) 共済契約自動車を**競技、曲技(注4)**もしくは試験のために使用すること、または被共済自動車を**競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用(注5)**すること
- (注1) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注2) 使用済燃料を含みます。
- (注3) 原子核分裂生成物を含みます。
- (注4) 競技または曲技のための練習を含みます。
- (注5) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

2. 当組合は、自動車取扱業者が共済契約自動車を業務として受託している間に、被共済者に生じた傷害に対しては、共済金を支払いません。

(共済の補償を受けられる方—被共済者)

第4条 この自損事故条項における被共済者は、次のいずれかに該当する者とします。

- (1) **共済契約者(注1)**
 - (2) 共済契約者が承諾した、共済契約自動車の**運転者(注1)**
 - (3) (1)および(2)以外の者で、共済契約者が承諾した、共済契約自動車の**正規の乗車装置またはその装置のある室内(注3)**に搭乗中の者
 - (4) 共済契約者が承諾した、共済契約自動車の装置を操作中の者
- (注1) 法人の場合は代表権を有する者をいいます。
- (注2) 運転補助者を含みます。
- (注3) 隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

2. 第1項の規定にかかわらず、極めて異常かつ危険な方法で共済契約自動車に搭乗中の者は被共済者に含みません。

(個別適用)

第5条 この自損事故条項の規定は、それぞれの被共済者ごとに個別に適用します。

(死亡共済金の支払)

第6条 当組合は、被共済者が第1条(共済金をお支払いする場合)の傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合は、**別表2に定める金額(注)**を、死亡共済金として、共済契約者を通じて被共済者の法定相続人に支払います。

(注) 1回の事故につき、被共済者に対しすでに支払った後遺障害共済金、医療共済金がある場合は、別表2に定める金額からすでに支払った金額を控除した残額とします。

2. 第1項の被共済者の法定相続人が2名以上である場合は、当組合は、法定相続分の割合により死亡共済金を共済契約者を通じて被共済者の法定相続人に支払います。

(後遺障害共済金の支払)

第7条 当組合は、被共済者が第1条(共済金をお支払いする場合)の傷害を被り、その直接の結果として、別表1に掲げる後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害共済金として共済契約者を通じて被共済者に支払います。

$$\begin{array}{l} \text{別表2に定める死} \\ \text{亡共済金(注)} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{別表1に掲げる後遺障} \\ \text{害に該当する等級に対} \\ \text{する共済金支払割合} \end{array} = \begin{array}{l} \text{後遺障害共済} \\ \text{金の額} \end{array}$$

(注) 1回の事故につき、後遺障害共済金と医療共済金とを重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

2. 別表1の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
3. 同一事故により、別表1に掲げる2種以上の後遺障害が生じた場合には、当組合は、次の額を後遺障害共済金として支払います。
- (1) 第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に定める金額
 - (2) (1)以外の場合で、第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に定める金額
 - (3) (1)および(2)以外の場合で、第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に定める金額。ただし、それぞれの金額の合計額が上記の金額に達しない場合は、その合計額とします。
 - (4) (1)から(3)まで以外の場合は、重い後遺障害に該当する等級に定める金額
4. すでに後遺障害のある被共済者が第1条（共済金をお支払いする場合）の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害共済金として支払います。

$$\begin{array}{r} \text{別表1に掲げる加} \\ \text{重後の後遺障害に} \\ \text{該当する等級に定} \\ \text{める金額} \end{array} - \begin{array}{r} \text{すでにあった後遺} \\ \text{障害に該当する等} \\ \text{級に定める金額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{後遺障害共} \\ \text{済金の額} \end{array}$$

（医療共済金の支払）

第8条 当組合は、被共済者が第1条（共済金をお支払いする場合）の傷害を被り、その直接の結果として、生活機能または業務能力の滅失または減少をきたし、かつ、治療を要した場合は、平常の生活または平常の業務に従事することができる程度になおった日までの治療日数に対し、次の算式によって算出した額を医療共済金として共済契約者を通じて被共済者に支払います。

- (1) 入院した場合

$$6,000\text{円} \times \text{入院日数} = \text{医療共済金の額}$$

- (2) 通院した場合

$$4,000\text{円} \times \begin{array}{l} \text{通院日数} \\ \text{(注)} \end{array} = \text{医療共済金の額}$$

(注) ①に該当する日数を除きます。

2. 第1項の治療日数には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であっても、その処置が同法附則第11条に定める**医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(注)**であるときには、その処置日数を含みます。

(注) 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

3. 第1項の医療共済金の額は、1回の事故につき、100万円を限度とします。

4. 被共済者が医療共済金の支払を受けられる期間中にさらに医療共済金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当組合は、重複しては医療共済金を支払いません。

（減収補償共済金の支払）

第9条 当組合は、被共済者が第1条（共済金をお支払いする場合）の傷害を被り、その直接の結果として死亡、あるいは病院または診療所に60日以上入院したときは、これに基づく共済契約者の減収を共済するため、別表3に定める金額を減収補償共済金として共済契約者に支払います。ただし、次の共済契約自動車による自損事故の場合は、支払いません。

- (1) 自家用バス
- (2) 自家用乗用車
- (3) 軽四輪乗用車
- (4) 自動二輪車
- (5) 原動機付自転車

(臨時費用等の支払)

第10条 当組合は、被共済者が第1条（共済金をお支払いする場合）の傷害を被り、その直接の結果として死亡、あるいは病院または診療所に60日以上入院したときは、これに対する弔慰、見舞等の諸費用に充当するため、次の額を臨時費用として共済契約者に支払います。ただし、(1)、(2)は重複しては支払いません。

- (1) 死亡の場合 20万円
- (2) 60日以上入院した場合 10万円

2. 当組合は、被共済者が第1条（共済金をお支払いする場合）の傷害を被り、その直接の結果として死亡し、この葬儀を共済契約者において行なった場合は、50万円を葬祭費として共済契約者に支払います。

(他の身体の障害または疾病の影響)

第11条 被共済者が第1条（共済金をお支払いする場合）の傷害を被ったとき、すでに存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当組合は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

2. 正当な理由がなく被共済者が治療を怠ったことまたは共済契約者もしくは共済金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより、第1条（共済金をお支払いする場合）の傷害が重大となった場合も、第1項と同様の方法で支払います。

(お支払いする共済金の限度額)

第12条 1回の事故につき、当組合が支払うべき共済金の額は、第6条（死亡共済金の支払）、第7条（後遺障害共済金の支払）、第8条（医療共済金の支払）、第9条（減収補償共済金の支払）および第10条（臨時費用等の支払）の規定による額とし、かつ、別表2に定める金額を限度とします。ただし、**労災保険の給付がある場合(注)**は、第6条（死亡共済金の支払）、第7条（後遺障害共済金の支払）および第8条（医療共済金の支払）の規定による額の7割とします。

(注) 請求をすれば給付がある場合を含みます。

(代位)

第13条 当組合が共済金を支払った場合であっても、被共済者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当組合に移転しません。

第3章 搭乗者傷害条項

(共済金をお支払いする場合)

第1条 当組合は、被共済者が次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被った場合は、この搭乗者傷害条項および基本条項に従い、共済金を支払います。

- (1) 共済契約自動車の運行に起因する事故
- (2) 共済契約自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または共済契約自動車の落下

2. 第1項の傷害にはガス中毒を含みます。

3. 第1項の傷害には、次のものを含まません。

- (1) 日射、熱射または精神的衝動による傷害
- (2) 被共済者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの

(共済金をお支払いしない場合—その1)

第2条 当組合は、次のいずれかに該当する傷害に対しては、共済金を支払いません。

- (1) 被共済者の故意によって生じた傷害
- (2) 被共済者が法令に定められた運転資格を持たないで共済契約自動車を運転している場合、法令に定める酒気

帯び運転もしくはこれに相当する状態で共済契約自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で共済契約自動車を運転している場合に生じた傷害

- (3) 被共済者が、共済契約自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで共済契約自動車を搭乗中に生じた傷害
- (4) 被共済者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害

2. 傷害が共済金を受け取るべき者の故意によって生じた場合は、当組合は、その者の受け取るべき金額については、共済金を支払いません。

3. 当組合は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する**創傷感染症(注)**に対しては、共済金を支払いません。

(注) たんどく りんぼせんえん はいけつしょう はしょうふう 丹毒、リンパ腺炎、敗血症、破傷風等をいいます。

(共済金をお支払いしない場合—その2)

第3条 当組合は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、共済金を支払いません。

- (1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱**その他これらに類似の事変または暴動(注1)**
- (2) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (3) **核燃料物質(注2)**もしくは**核燃料物質によって汚染された物(注3)**の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- (4) (3)に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- (5) (1)から(4)までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (6) 被共済自動車を**競技、曲技(注4)**もしくは試験のために使用すること、または被共済自動車を**競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用(注5)**すること

(注1) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注2) 使用済燃料を含みます。

(注3) 原子核分裂生成物を含みます。

(注4) 競技または曲技のための練習を含みます。

(注5) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

(共済の補償を受けられる方—被共済者)

第4条 この搭乗者傷害条項における被共済者は、共済契約自動車の**正規の乗車装置またはその装置のある室内(注)**に搭乗中の者となります。

(注) 隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

2. 第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は被共済者に含まれません。

- (1) 極めて異常かつ危険な方法で共済契約自動車を搭乗中の者
- (2) 業務として共済契約自動車を受託している自動車取扱業者

(個別適用)

第5条 この搭乗者傷害条項の規定は、それぞれの被共済者ごとに個別に適用します。

(死亡共済金の支払)

第6条 当組合は、被共済者が第1条(共済金をお支払いする場合)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、**共済金額の全額(注)**を死亡共済金として共済契約者を通じて被共済者の法定相続人に支払います。

(注) 1回の事故につき、被共済者に対しすでに支払った後遺障害共済金、医療共済金がある場合は、共済金額からすでに支払った金額を控除した残額とします。

2. 第1項の被共済者の法定相続人が2名以上である場合は、当組合は、法定相続分の割合により死亡共済金を被共済者の法定相続人に支払います。

(後遺障害共済金の支払)

第7条 当組合は、被共済者が第1条（共済金をお支払いする場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生日からその日を含めて180日以内に別表1に掲げる後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害共済金として共済契約者を通じて被共済者に支払います。

$$\text{共済金額(注)} \times \left(\begin{array}{l} \text{別表1に掲げる後遺障} \\ \text{害に該当する等級に対} \\ \text{する共済金支払割合} \end{array} \right) = \text{後遺障害共} \\ \text{済金の額}$$

(注) 1回の事故につき、後遺障害共済金と医療共済金とを重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

2. 別表1の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

3. 同一事故により、別表1に掲げる2種以上の後遺障害が生じた場合には、当組合は、共済金額に次の共済金支払割合を乗じた額を後遺障害共済金として支払います。

(1) 第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する共済金支払割合

(2) (1)以外の場合で、第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する共済金支払割合

(3) (1)および(2)以外の場合で、第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する共済金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する共済金支払割合の合計の割合が上記の共済金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を共済金支払割合とします。

(4) (1)から(3)まで以外の場合は、重い後遺障害に該当する等級に対する共済金支払割合

4. すでに後遺障害のある被共済者が第1条（共済金を支払う場合）の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害共済金として支払います。

$$\text{共済金額} \times \left(\begin{array}{l} \text{別表の1に掲げる加重} \\ \text{後の後遺障害に該当す} \\ \text{る等級に対する共済金} \\ \text{支払割合} \end{array} - \begin{array}{l} \text{別表の1に掲げるす} \\ \text{でにあった後遺障害} \\ \text{に該当する等級に対} \\ \text{する共済金支払割合} \end{array} \right) = \text{後遺障害共済金の額}$$

5. 被共済者が事故の発生日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、事故の発生日からその日を含めて181日目における被共済者以外の医師の診断に基づき、発生の見込まれる後遺障害の程度を認定して、第1項のとおり算出した額を後遺障害共済金として支払います。

(重度後遺障害特別共済金の支払)

第8条 当組合は、被共済者が第1条（共済金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生日からその日を含めて180日以内に別表1の第1級もしくは第2級に掲げる共済金支払割合を共済金額に乗じた額の支払われるべき後遺障害または同表の第3級③もしくは④に掲げる後遺障害が生じ、かつ、介護を必要とすると認められる場合は、次の算式によって算出した額を重度後遺障害特別共済金として共済契約者を通じて被共済者に支払います。ただし、100万円を限度とします。

$$\text{共済金額} \times 10\% = \text{重度後遺障害特別共済金の額}$$

2. 被共済者が事故の発生日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、事故の発生日からその日を含めて181日目における被共済者以外の医師の診断に基づき、発生の見込まれる後遺障害の程度および介護の要否を認定して、第1項のとおり算出した額を重度後遺障害特別共済金として支払います。

(医療共済金の支払)

第9条 当組合は、被共済者が第1条（共済金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、生活機能または業務能力の滅失または減少をきたし、かつ、治療を要した場合は、平常の生活または平常の業務に従事することができる程度になおった日までの治療日数に対し、次の算式によって算出した額を医療共済金として共済契約者を通じて被共

済者に支払います。

(1) 入院した場合

$$\text{共済証書記載の共済金額} \times \frac{1.5}{1,000} \times \text{入院日数} = \text{医療共済金}$$

ただし、共済金額が 500 万円を超える場合であっても、1 日につき 7,500 円を限度とします。なお、自動二輪車および原動機付自転車の場合は、1 日につき 3,000 円とします。

(2) 通院した場合

$$\text{共済証書記載の共済金額} \times \frac{1}{1,000} \times \text{通院日数(注)} = \text{医療共済金}$$

ただし、共済金額が 500 万円を超える場合であっても、1 日につき 5,000 円を限度とします。なお、自動二輪車および原動機付自転車の場合は、1 日につき 2,000 円とします。

(注) (1)に該当する日数を除きます。

2. 第 1 項の治療日数には、臓器の移植に関する法律（平成 9 年法律第 104 号）第 6 条（臓器の摘出）の規定によって、同条第 4 項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であつて、その処置が同法附則第 11 条に定める**医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(注)**であるときには、その処置日数を含みます。

(注) 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

3. 当組合は、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて 180 日を経過した後の期間に対しては、医療共済金を支払いません。
4. 被共済者が医療共済金の支払を受けられる期間中にさらに医療共済金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当組合は、重複しては医療共済金を支払いません。

(他の身体の障害または疾病の影響)

第 10 条 被共済者が第 1 条（共済金をお支払いする場合）の傷害を被ったとき、すでに存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当組合は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

2. 正当な理由がなく被共済者が治療を怠ったことまたは共済契約者もしくは共済金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第 1 条（共済金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、第 1 項と同様の方法で支払います。

(お支払いする共済金の限度額)

第 11 条 1 回の事故につき、当組合が支払うべき死亡共済金、後遺障害共済金および医療共済金の額は、第 6 条（死亡共済金の支払）、第 7 条（後遺障害共済金の支払）、第 9 条（医療共済金の支払）および前条の規定による額とし、かつ、共済金額を限度とします。

2. 当組合は、次の共済金の合計額が共済金額を超える場合であっても、重度後遺障害特別共済金を支払います。

(1) 第 1 項に定める死亡共済金、後遺障害共済金および医療共済金

(2) 第 8 条（重度後遺障害特別共済金の支払）および前条の規定による重度後遺障害特別共済金

3. 1 回の事故につき、当組合の支払うべき共済金の総額は、1 億円を限度とします。この場合、第 2 項の規定による被共済者 1 名ごとの共済金の合計額が、1 億円を超えるときは、被共済者 1 名ごとの共済金の額の前記合計額に対する割合を 1 事故共済金額に乗じて、被共済者 1 名ごとに支払う共済金の額を決定します。

(代位)

第 12 条 当組合が共済金を支払った場合であっても、被共済者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当組合に移転しません。

第4章 車両条項

(共済金をお支払いする場合)

第1条 当組合は、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、盗難、台風、洪水、高潮その他の偶然な事故によって共済契約自動車に生じた損害に対して、この車両条項および基本条項に従い、共済契約者に共済金を支払います。

2. 第1項の共済契約自動車には、次のものを含みます。

- (1) 付属品
- (2) 車内のみで使用するを目的として、共済契約自動車に固定されているカーナビゲーションシステムまたはドライブレコーダー

(共済金をお支払いしない場合—その1)

第2条 当組合は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、共済金を支払いません。

(1) 次のいずれかに該当する者の故意

ア. 共済契約者または共済金を受け取るべき者(注1)

イ. 所有権留保条項付売買契約に基づく共済契約自動車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づく共済契約自動車の借主(注1)

ウ. アおよびイに定める者の法定代理人

エ. アおよびイに定める者の業務に従事中の使用人

オ. アおよびイに定める者の父母、配偶者または子。ただし、共済契約者または共済金を受け取るべき者に共済金を取得させる目的であった場合に限りま。

(2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注2)

(3) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

(4) 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質によって汚染された物(注4)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

(5) (4)に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

(6) (2)から(5)までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(7) 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。

(8) 詐欺または横領

(9) 共済契約自動車を競技、曲技(注5)もしくは試験のために使用すること、または共済契約自動車を競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用(注6)すること。

(10) 二輪自動車について盗難によって生じた損害に対しては、共済金を支払いません。

(注1) これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 使用済燃料を含みます。

(注4) 原子核分裂生成物を含みます。

(注5) 競技または曲技のための練習を含みます。

(注6) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

(共済金をお支払いしない場合—その2)

第3条 当組合は、次のいずれかに該当する損害に対しては、共済金を支払いません。

(1) 共済契約自動車が航空機または船舶によって輸送されている間(注1)に生じた損害。ただし、その船舶がフェリーボート(注2)である場合を除きます。

(2) 共済契約自動車に存在する欠陥、摩滅、腐し、さびその他自然の消耗

(3) 故障損害(注3)

(4) 共済契約自動車から取りはずされて車上にない部分品、付属品、カーナビゲーションシステムまたはドライブレコーダー等に生じた損害

(5) 付属品のうち共済契約自動車に定着されていないものに生じた損害。ただし、共済契約自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災によって損害が生じた場合を除きます。

(6) タイヤ(注4)、工作用自動車の次のものに生じた損害。ただし、共済契約自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難によって損害が生じた場合を除きます。

ア. キャタピラ、排土板(注5)、バケット(注6)、フォーク、ローラ等作業において常時接地する部分品

イ、**リーダ(注7)**、ドロップハンマ、ディーゼルハンマ、**アースオーガ(注8)**、**パイプロハンマ(注9)**その他これらに類似の機能を有するものであって、共済契約自動車に装着されている部分品および機械装置または使用の目的により交換装着する部分品および機械装置

(7) 法令等により禁止されている改造を行った部分品および付属品に生じた損害

(注1) 積み込みまたは積下し中を含みます。

(注2) 官庁の認可または許可を受けて、一定の航路を定期的に自動車と運転者とを同時に乗せて輸送することを目的とする自動車渡船をいいます。

(注3) 偶然な外来の事故に直接起因しない共済契約自動車の電氣的または機械的損害をいいます。

(注4) チューブを含みます。

(注5) カuttingエッジおよびエンドビットを含みます。

(注6) つめ、ツース、ポイントおよびサイドカッタを含みます。

(注7) ステアおよびフロントブラケットを含みます。

(注8) モータを含みます。

(注9) チャックを含みます。

(共済金をお支払いしない場合—その3)

第4条 当組合は、次のいずれかに該当する者が法令に定められた運転資格を持たないで共済契約自動車を運転している場合、法令に定める酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で共済契約自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で共済契約自動車を運転している場合に生じた損害に対しては、共済金を支払いません。

(1) **共済契約者または共済金を受け取るべき者(注)**

(2) **所有権留保条項付売買契約に基づく共済契約自動車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づく共済契約自動車の借主(注)**

(3) (1)および(2)に定める者の法定代理人

(4) (1)および(2)に定める者の業務に従事中の使用人

(5) (1)および(2)に定める者の父母、配偶者または子

(注) これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(損害額の決定)

第5条 当組合が共済金を支払うべき損害の額（以下「損害額」といいます。）は、共済価額によって定めます。

2. 共済契約自動車の損傷を修理することができる場合には、次の算式によって算出した額を損害額とします。

$$\begin{array}{rcl} \text{次条に定め} & & \text{第7条(損害の一} \\ \text{る修理費} & + & \text{部とみなす費用)} - \\ & & \text{に定める費用} \\ & & \text{修理に際し部分品を交換し} \\ & & \text{たために共済契約自動車全} \\ & & \text{体として価額の増加を生じ} \\ & & \text{た場合は、その増加額} \\ \\ & & \text{修理に伴って生じ} \\ - & & \text{た残存物がある場} \\ & & \text{合は、その価額} \\ & = & \text{損害額} \end{array}$$

3. 第7条（損害の一部とみなす費用）に定める費用のみを共済契約者が負担した場合は、その費用を損害額とします。

(修理費)

第6条 前条の修理費とは、次の額の合計額をいいます。

(1) 損害が生じた地および時において、共済契約自動車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費。この場合、共済契約自動車の復旧に際して、当組合が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めるときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

(2) 当組合が共済金を支払うべき損害により共済契約自動車が自力で移動することができない場合には、これを損害発生の地からもよりの修理工場もしくは当組合の指定する場所まで運搬するために要した費用、または、これらの場所まで運転するために必要な仮修理の費用

(損害の一部とみなす費用)

第7条 第5条(損害額の決定)の費用とは、**共済契約者が支出した次の費用(注1)**をいいます。

- (1) 基本条項第22条(事故発生時の義務)(1)に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
- (2) 基本条項第22条(6)に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
- (3) 盗難にあった共済契約自動車を引き取るために必要であった費用
- (4) **フェリーボート(注2)**によって輸送されている間に生じた共同海損に対する共済契約自動車の分担額

(注1) 収入の喪失を含みません。

(注2) 官庁の認可または許可を受けて、一定の航路を定期的に自動車と運転者とを同時に乗せて輸送することを目的とする自動車渡船をいいます。

(お支払いする共済金の計算)

第8条 1回の事故につき当組合の支払う共済金の額は、次のとおりとします。ただし、共済金額を限度とし、共済金額が共済価額を超える場合は、共済価額を限度とします。

- (1) 全損の場合は、共済価額
- (2) 分損の場合は、第5条(損害額の決定)の損害額から**共済証書記載の免責金額(注)**を差し引いた額

(注) 当組合が支払責任を負う事故の発生の時の順によって定めます。

2. 第5条(損害額の決定)の損害額のうち、**回収金(注1)**がある場合において、**回収金の額が共済契約者の自己負担額(注2)**を超過するときは、当組合は第1項に定める共済金の額からその超過額を差し引いて共済金を支払います。

(注1) 第三者が負担すべき金額で共済契約者のために既に回収されたものをいいます。

(注2) 損害額から第1項に定める共済金の額を差し引いた額をいいます。

(現物による支払)

第9条 当組合は、共済契約自動車の損害の全部または一部に対して、修理または代品の交付をもって共済金の支払に代えることができます。

(被害物についての当組合の権利)

第10条 当組合が全損として共済金を支払った場合は、共済契約自動車について共済契約者が有する所有権その他の物権を取得します。ただし、支払った共済金の額が共済価額に達しない場合には、当組合は、支払った共済金の額の共済価額に対する割合によってその権利を取得します。

2. 共済契約自動車の部分品または付属品が盗難にあった場合に、当組合がその損害に対して共済金を支払ったときは、当組合は、支払った共済金の額の損害額に対する割合によって、その盗難にあった物について共済契約者が有する所有権その他の物権を取得します。

3. 第1項および第2項の場合において、当組合がその権利を取得しない旨の意思を表示して共済金を支払ったときは、共済契約自動車またはその部分品もしくは付属品について共済契約者が有する所有権その他の物権は当組合に移転しません。

(盗難自動車の返還)

第11条 当組合が共済契約自動車の盗難によって生じた損害に対して共済金を支払った日の翌日から起算して60日以内に共済契約自動車が発見された場合は、共済契約者は、すでに受け取った共済金を当組合に払い戻して、その返還を受けることができます。この場合、発見されるまでの間に共済契約自動車に生じた損害に対して共済金を請求することができます。

第5章 基本条項

(共済責任の始期および終期)

第1条 当組合の共済責任は、共済期間の初日の**午後4時(注)**に始まり、末日の午後4時に終わります。

(注) 共済証書にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻とします。

2. 第1項の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

3. 共済期間が始まった後でも、当組合は、共済掛金領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。

(共済責任のおよぶ地域)

第2条 当組合は、共済契約自動車が**日本国内(注)**にある間に生じた事故による損害または傷害に対してのみ共済金を支払います。

(注) 日本国外における日本船舶内を含みます。

(あらかじめお知らせいただくこと—告知義務)

第3条 共済契約者になる者は、共済契約締結の際、告知事項について当組合に事実を正確に告げなければなりません。

2. 当組合は、共済契約締結の際、共済契約者が、告知事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

3. 第2項の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

(1) 第2項に規定する事実がなくなった場合

(2) 当組合が共済契約締結の際、**第2項に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(注)**

(3) 共済契約者が、当組合が共済金を支払うべき事故の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当組合に申し出て、当組合がこれを承認した場合。なお、当組合が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、共済契約締結の際に当組合に告げられていたとしても、当組合が共済契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

(4) 当組合が、第2項の規定による解除の原因があることを知った時から30日を経過した場合

(注) 当組合のために共済契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

4. 第2項の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第13条（共済契約解除の効力）の規定にかかわらず、当組合は、共済金を支払いません。この場合において、すでに共済金を支払っていたときは、当組合は、その返還を請求することができます。

5. 第4項の規定は、第2項に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害または傷害については適用しません。

(ご契約後にお知らせいただくこと—通知義務)

第4条 共済契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、共済契約者または被共済者は、遅滞なく、書面をもって、その旨を当組合に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当組合への通知は必要ありません。

(1) 共済契約自動車の用途車種または**登録番号(注1)**を変更したこと

(2) (1)のほか、**告知事項の内容に変更を生じさせる事実(注2)**が発生したこと

(注1) 車両番号および標識番号を含みます。

(注2) 告知事項のうち、共済契約締結の際に当組合が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定められたものに関する事実に限ります。

2. 第1項の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、共済契約者または被共済者が、故意または重大な過失によって遅滞なく第1項の規定による通知をしなかったときは、当組合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

3. 第2項の規定は、当組合が、第2項の規定による解除の原因があることを知った時から30日を経過した場合には適用しません。

4. 第2項の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第13条（共済契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害または傷害に対しては、当組合は、共済金を支払いません。この場合において、すでに共済金を支払っていたときは、当組合は、その返還を請求することができます。
5. 第4項の規定は、その危険増加をもたらした事由に基づかずに発生した事故による損害または傷害については適用しません。
6. 第2項の規定にかかわらず、第1項の事実の発生によって危険増加が生じ、この**共済契約の引受範囲(注)**を超えることとなった場合には、当組合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

(注) 共済掛金を増額することにより共済契約を継続することができる範囲として共済契約締結の際に当組合が交付する書面等において定めたものをいいます。
7. 第6項の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第13条（共済契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害または傷害に対しては、当組合は、共済金を支払いません。この場合において、すでに共済金を支払っていたときは、当組合は、その返還を請求することができます。

（共済契約者の住所変更）

第5条 共済契約者が共済証書記載の住所または通知先を変更した場合は、共済契約者は、遅滞なく、その旨を当組合に通知しなければなりません。

（共済契約自動車の譲渡）

第6条 共済契約自動車が**譲渡(注1)**された場合であっても、この共済契約に適用される自動車共済約款および特約に関する権利および義務は、**譲受人(注2)**に移転しません。

(注1) 所有権留保条項付売買契約に基づく買主または貸借契約に基づく借主を共済契約者とする共済契約が締結されている場合の共済契約自動車の返還を含みます。

(注2) 所有権留保条項付売買契約に基づく売主および貸借契約に基づく貸主を含みます。

2. 当組合は、共済契約自動車が**譲渡(注)**された後に、共済契約自動車について生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。

(注) 所有権留保条項付売買契約に基づく買主または貸借契約に基づく借主を共済契約者とする共済契約が締結されている場合の共済契約自動車の返還を含みます。

（共済契約自動車の異動）

第7条 次のいずれかに該当する場合に、共済契約者が書面をもってその旨を当組合に通知し、異動対象自動車と共済契約自動車の異動の承認の請求を行った場合において、当組合がこれを承認したときは、当該異動対象自動車について、この共済契約を適用します。

(1) 共済契約者が、自動車を新たに**取得(注)**し、または1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた場合

(2) 共済契約自動車が、廃車、譲渡または貸主に返還された場合

(注) 所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。以下この条において、同様とします。

2. 当組合は、第1項の書面を受領したとき以降に、第1項の異動対象自動車について生じた事故による損害または傷害に対して、当該異動対象自動車を共済契約自動車として自動車共済約款に従い、共済金を支払います。

3. 当組合は、第1項の規定にかかわらず、共済契約自動車が廃車、譲渡または返還された場合であって、異動対象自動車の取得日から起算して10日以内に、共済契約者が、書面により共済契約自動車の異動の承認の請求を行い、当組合がこれを承認したときに限り、取得日以降承認するまでの間は、異動対象自動車を共済契約自動車とみなして、自動車共済約款を適用します。ただし、第1項に定める場合において、廃車、譲渡または返還された共済契約自動車について生じた事故による損害または傷害に対しては共済金を支払いません。

ここでいう取得日とは、異動対象自動車が第1項(1)により共済契約者の管理下に入った日であって、共済契約者が当組合に対して売買契約書等の客観的な資料を提出し、妥当な取得日であることを証明した場合の当該取得日とします。ただし、異動対象自動車の自動車検査証以外の資料で当該取得日が確認できない場合は、異動対象自動車の自動車検査証に共済契約者の氏名が記載された日とします。

4. 共済契約自動車の異動にともなう異動対象自動車の共済期間は、共済契約異動・解約承認申請書に記載されている異動年月日および時間から共済契約自動車の契約期間の末日までとする。

(共済契約の無効)

第8条 共済契約者が、共済金を不法に取得する目的または第三者に共済金を不法に取得させる目的をもって締結した共済契約は無効とします。

(共済契約の取消し)

第9条 共済契約者または被共済者の詐欺または強迫によって当組合が共済契約を締結した場合には、当組合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を取り消すことができます。

(共済金額の調整)

第10条 共済契約締結の際、車両条項の共済金額が共済契約自動車の価額を超えていたことにつき、共済契約者および被共済者が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、共済契約者は、当組合に対する通知をもって、その超過部分について、この共済契約を取り消すことができます。

2. 共済契約締結の後、共済契約自動車の価額が著しく減少した場合には、共済契約者は、当組合に対する通知をもって、将来に向かって、車両条項の共済金額について、減少後の共済契約自動車の価額に至るまでの減額を請求することができます。

(共済契約の解除)

第11条 当組合は、第6条（共済契約自動車の譲渡）第1項または第7条（共済契約自動車の異動）第1項の規定により承認の請求があった場合において、これを承認しなかったときは、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。ただし、共済契約自動車が廃車、譲渡または返還された場合に限りです。

2. 当組合は、共済契約者が第15条（共済掛金の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）第1項または第2項の**追加共済掛金の支払を怠った場合(注)**は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

(注) 当組合が、共済契約者に対し追加共済掛金の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。

3. 共済契約者は、当組合に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。
4. 第1項に基づく当組合の解除権は、その通知を受けた日からその日を含めて30日以内に行使しなければ消滅します。

(重大事由による解除)

第12条 当組合は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

- (1) 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、当組合にこの共済契約に基づく共済金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - (2) 被共済者または共済金を受け取るべき者が、この共済契約に基づく共済金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - (3) (1)および(2)に掲げるもののほか、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、(1)および(2)の事由がある場合と同程度に当組合のこれらの者に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
2. 第1項の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、第1項(1)から(3)までの事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害または傷害に対しては、当組合は、共済金を支払いません。この場合において、すでに共済金を支払っていたときは、当組合は、その返還を請求することができます。

(共済契約解除の効力)

第13条 共済契約の解除は、将来に向かってのみ、その効力を生じます。

(共済契約の失効)

第14条 共済契約者が定款に定める脱退および除名によって資格を失った場合は、その脱退の日および除名の日をもって共済契約は失効するものとする。

(共済掛金の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)

第15条 第3条(あらかじめお知らせいただくこと一告知義務)第1項により告げられた内容が事実と異なる場合において、共済掛金を変更する必要があるときは、当組合は、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金との差に基づき計算した共済掛金を返還または請求します。ただし、追加共済掛金は、1台あたり1,000円未満の場合は請求しません。

2. 第4条(ご契約後にお知らせいただくこと一通知義務)第2項の危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、共済掛金を変更する必要があるときは、当組合は、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金との差に基づき計算した、**危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間(注)**に対する共済掛金を返還または請求します。ただし、追加共済掛金は、1台あたり1,000円未満の場合は請求しません。

(注) 共済契約者または被共済者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

3. 第1項および第2項の規定により追加共済掛金を請求する場合において、第11条(共済契約の解除)第2項の規定によりこの**共済契約を解除できるときは、当組合は、共済金を支払いません(注)**。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。

(注)すでに共済金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。

4. 第6条(共済契約自動車の譲渡)第1項または第7条(共済契約自動車の異動)第1項の規定による承認をする場合において、共済掛金を変更する必要があるときは、当組合は、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金との差に基づき計算した、未経過期間に対する共済掛金を返還または請求します。ただし、追加共済掛金は、1台あたり1,000円未満の場合は請求しません。

5. 第4項の規定により、追加共済掛金を請求する場合において、当組合の請求に対して、共済契約者がその支払を怠ったときは、当組合は、追加共済掛金領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。

6. 第1項、第2項および第4項のほか、共済契約締結の後、共済契約者が書面をもって共済契約の条件の変更を当組合に通知し、承認の請求を行い、当組合がこれを承認する場合において、共済掛金を変更する必要があるときは、当組合は、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金との差に基づき計算した、未経過期間に対する共済掛金を返還または請求します。ただし、追加共済掛金は、1台あたり1,000円未満の場合は請求しません。

7. 第6項の規定により、追加共済掛金を請求する場合において、当組合の請求に対して、共済契約者がその支払を怠ったときは、当組合は、追加共済掛金領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この共済約款に従い、共済金を支払います。

(共済掛金の返還一無効または失効の場合)

第16条 第8条(共済契約の無効)の規定により共済契約が無効となる場合には、当組合は、共済掛金を返還しません。

2. 共済契約が失効となる場合には、当組合は、未経過期間に対し当組合の定めるところにより計算した共済掛金を返還します。

(共済掛金の返還一取消しの場合)

第17条 第9条(共済契約の取消し)の規定により、当組合が共済契約を取り消した場合には、当組合は、共済掛金を返還しません。

(共済掛金の返還一共済金額の調整の場合)

第18条 第10条(共済金額の調整)第1項の規定により、共済契約者が共済契約を取り消した場合には、当組合は、共済

契約締結時に遡って、取り消された部分に対応する共済掛金を返還します。

2. 第10条（共済金額の調整）第2項の規定により、共済契約者が共済金額の減額を請求した場合には、当組合は、減額前の共済金額に対応する共済掛金と減額後の共済金額に対応する共済掛金との差に基づき計算した、未経過期間に対する共済掛金を返還します。

（共済掛金の返還－解除の場合）

第19条 第3条（あらかじめお知らせいただくこと－告知義務）第2項、第4条（ご契約後にお知らせいただくこと－通知義務）第2項、同条第6項、第11条（共済契約の解除）第1項、同条第2項、第12条（重大事由による解除）第1項またはこの共済契約に適用される特約の規定により、当組合が共済契約を解除した場合には、当組合は、未経過期間に対し当組合の定めるところにより計算した共済掛金を返還します。

2. 第11条（共済契約の解除）第3項の規定により、共済契約者が共済契約を解除した場合には、当組合は、未経過期間に対し当組合の定めるところにより計算した共済掛金を返還します。

（共済契約自動車の管理義務）

第20条 共済契約者もしくはその代理人または共済契約自動車の運行を管理する者は、共済契約自動車を常に安全に運転しうる状態に整備し、かつ、貨物自動車運送事業法、貨物運送取扱事業法その他の関係法令に定められている事項の遵守を怠ってはなりません。

（共済契約自動車に関する調査）

第21条 当組合は、共済契約自動車に関し、必要な調査をし、かつ、共済契約者または被共済者に対し必要な説明もしくは証明を求めることができます。この場合には、共済契約者または被共済者はこれに協力しなければなりません。

（事故発生時の義務）

第22条 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者は、事故が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。

- (1) 損害の発生および拡大の防止に努め、または運転者その他の者に対しても損害の発生および拡大の防止に努めさせること。
- (2) 事故発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当組合に通知すること。
- (3) 次の事項を遅滞なく、書面で当組合に通知すること。
 - ア. 事故の状況、被害者の住所および氏名または名称
 - イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
- (4) 共済契約自動車が盗難にあった場合には、遅滞なく警察官に届け出ること。
- (5) 共済契約自動車を修理する場合には、あらかじめ当組合の承認を得ること。ただし、必要な応急の仮手当を行う場合を除きます。
- (6) 他人に**損害賠償の請求(注1)**をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
- (7) 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当組合の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。
- (8) 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当組合に通知すること。
- (9) **他の保険契約等の有無および内容(注2)**について遅滞なく当組合に通知すること。
- (10) (1)から(9)までのほか、当組合が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当組合が行う損害または傷害の調査に協力すること。

(注1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注2) すでに他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

（事故発生時の義務違反）

第23条 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前条の規定に違反した場合は、当組合は、次の金額を差し引いて共済金を支払います。

- (1) 前条(1)に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額

- (2) 前条(2)から(5)までまたは(8)から(10)までの規定に違反した場合は、それによって当組合が被った損害の額
 - (3) 前条(6)に違反した場合は、他人に**損害賠償の請求(注)**をすることによって取得することができたと認められる額
 - (4) 前条(7)に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額
- (注)** 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

2. 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前条(3)、(4)もしくは(10)の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当組合は、それによって当組合が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

(他の保険契約等がある場合の共済金の支払額)

第24条 他の保険契約等がある場合であっても、当組合は、この共済契約により支払うべき共済金の額を支払います。

2. 第1項の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合またはすでに保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当組合は、それらの額の合計額を、次に掲げる額から差し引いた額に対してのみ共済金を支払います。

- (1) **賠償責任条項(注1)**に関しては、損害の額
 - (2) 車両条項に関しては、**損害の額(注2)**
 - (3) 賠償責任条項第13条(損害の一部とみなす費用—対人・対物賠償共通)第2項の臨時費用、自損事故条項に関しては、それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額。この場合において、自損事故条項に関しては、(用語の定義)共済金の定義に規定する医療共済金と**これ以外の共済金(注3)**とに区分して算出するものとします。
- (注1)** 賠償責任条項第13条第2項の臨時費用を除きます。
(注2) それぞれの保険契約または共済契約において、損害の額が異なる場合はそのうち最も高い額をいいます。
(注3) 死亡共済金および後遺障害共済金をいいます。

3. 第2項(1)および(2)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

(共済金の請求)

第25条 当組合に対する共済金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。

- (1) 賠償責任条項に係る共済金の請求に関しては、被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被共済者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時
- (2) 自損事故条項に係る共済金の請求に関しては、次の時
 - ア. 死亡共済金については、被共済者が死亡した時
 - イ. 後遺障害共済金については、被共済者に後遺障害が生じた時
 - ウ. 医療共済金については、被共済者が平常の生活もしくは平常の業務に従事することができる程度になおった時または事故の発生の日からその日を含めて160日を経過した時のいずれか早い時
- (3) 搭乗者傷害条項に係る共済金の請求に関しては、次の時
 - ア. 死亡共済金については、被共済者が死亡した時
 - イ. 後遺障害共済金および重度後遺障害特別共済金については、被共済者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
 - ウ. 医療共済金については、被共済者が平常の生活もしくは平常の業務に従事することができる程度になおった時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- (4) 車両条項に係る共済金の請求に関しては、損害発生の時

2. 被共済者または共済金を受け取るべき者が共済金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当組合が求めるものを当組合に提出しなければなりません。ただし、(2)の交通事故証明書については、提出できない相당한理由がある場合を除きます。

- (1) 共済金の請求書
- (2) 公の機関が発行する**交通事故証明書(注1)**
- (3) 共済契約自動車の盗難による損害の場合は、所轄警察官署の証明書またはこれに代わるべき書類
- (4) 死亡に関して支払われる共済金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本

- (5) 後遺障害に関して支払われる共済金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
 - (6) 傷害に関して支払われる共済金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
 - (7) 賠償責任条項に係る共済金の請求に関しては、被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払いまたは損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
 - (8) 賠償責任条項における対物事故または車両条項に係る共済金の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の**見積書(注2)**および被害が生じたものの**写真(注3)**
 - (9) その他当組合が次条第1項に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として共済契約締結の際に当組合が交付する書面等において定めたもの
- (注1)** 人の死傷を伴う事故または共済契約自動車と他の自動車との衝突もしくは接触による物の損壊を伴う事故の場合に限ります。
- (注2)** すでに支払がなされた場合はその領収書とします。
- (注3)** 画像データを含みます。

3. 被共済者に共済金を請求できない事情がある場合で、かつ、共済金の支払を受けるべき被共済者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当組合に申し出て、当組合の承認を得たうえで、被共済者の代理人として共済金を請求することができます。
- (1) 被共済者と同居または生計を共にする**配偶者(注)**
 - (2) (1)に規定する者がいない場合または(1)に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合には、被共済者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - (3) (1)および(2)に規定する者がいない場合または(1)および(2)に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合には、(1)以外の**配偶者(注)**または(2)以外の3親等内の親族
- (注)** (用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
4. 第3項の規定による被共済者の代理人からの共済金の請求に対して、当組合が共済金を支払った後に、重複して共済金の請求を受けたとしても、当組合は、共済金を支払いません。
5. 当組合は、事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じ、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者に対して第2項に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当組合が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当組合が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
6. 賠償責任条項第13条(損害の一部とみなす費用—対人・対物賠償共通)第2項の臨時費用の請求は、共済契約者を經由して行うものとします。
7. 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく第5項の規定に違反した場合または第2項、第3項もしくは第5項の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類または証拠を偽造もしくは変造した場合は、当組合は、それによって当組合が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

(共済金の支払時期)

第26条 当組合は、**被共済者、共済金請求権者または共済金の受取人(注)**が共済金の請求に関する規定による手続を完了した日からその日を含めて30日以内に共済金を支払います。

(注) 以下この条文において「被共済者等」といいます。

- 2. 当組合の責めに帰すことのできない事由により、第1項の期間内に事故、損害もしくは傷害の事実または事故、損害もしくは傷害の態様の確認、支払うべき共済金の額の確定等共済金の支払にあたって必要な調査を終えることができない場合は、第1項の規定にかかわらず、当組合は、共済金の請求に関する規定による手続をした被共済者等に対して、延長する理由および期間を通知することによって、第1項の期間を延長することができます。ただし、被共済者等が共済金の請求に関する規定による手続を完了した日からその日を含めて180日を限度とします。
- 3. 被共済者等が第2項に規定する調査を妨害することにより、当組合が当該調査を終えることができない場合は、第1項、第2項の規定にかかわらず、当組合は共済金を支払いません。
- 4. 第1項から第3項の規定による共済金の支払は、当組合があらかじめ承認した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(前払共済金の支払)

第27条 当組合は、損害賠償に関する治療費、休業損害、葬儀費、修理代、代車使用料または牽引費等当組合が支払う共済金の一部として認められる金額については、第25条（共済金の請求）第1項(1)の規定にかかわらず、前払共済金としてこれを支払うことができます。

(当組合の指定する医師が作成した診断書の要求)

第28条 当組合は、自損傷害または搭乗者傷害に関して、第22条（事故発生時の義務）(2)もしくは(3)の規定による通知または第25条（共済金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他共済金の支払にあたり必要な限度において、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者に対し当組合の指定する医師が作成した被共済者の診断書または死亡検案書の提出を求めることができます。

2. 第1項の規定による診断または**死体の検案(注1)のために要した費用(注2)**は当組合が負担します。

(注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 収入の喪失を含みません。

(損害賠償額の請求および支払)

第29条 損害賠償請求権者が賠償責任条項第10条（損害賠償請求権者の直接請求権—対人賠償）または同条第12条（損害賠償請求権者の直接請求権—対物賠償）の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当組合が求めるものを当組合提出しなければなりません。ただし、(2)の交通事故証明書については、提出できない相当な理由がある場合を除きます。

- (1) 損害賠償額の請求書
- (2) 公の機関が発行する交通事故証明書
- (3) 死亡に関する損害賠償の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
- (4) 後遺障害に関する損害賠償額の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
- (5) 傷害に関する損害賠償額の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
- (6) 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書
- (7) その他当組合が第6項に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として共済契約の際に当組合が交付する書面等において定めたもの

2. 損害賠償請求権者に損害賠償を請求できない事情がある場合で、かつ、損害賠償額の支払いを受けるべき損害賠償請求権者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当組合に申し出て、当組合の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償額を請求することができます。

- (1) 損害賠償請求権者と同居または生計を共にする**配偶者(注)**
 - (2) (1)に規定する者がいない場合または(1)に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - (3) (1)および(2)に規定する者がいない場合または(1)および(2)に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、(1)以外の**配偶者**または(2)以外の3親等内の親族
- (注) 法律上の配偶者に限る

3. 第2項の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、当組合が損害額を支払った場合は、その金額の限度において当組合が被共済者に、その被共済者の被る損害に対して、共済金を支払ったものとみなします。

4. 当組合は、事故の内容、損害の額等に応じ、損害賠償請求権者に対して第1項に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当組合が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当組合が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

5. 損害賠償請求権者が、正当な理由なく第4項の規定に違反した場合または第1項、第2項もしくは第4項の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類または証拠を偽造もしくは変造した場合は、当組合は、それによって当組合が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。

6. 当組合は、損害賠償請求権者が賠償責任条項第10条（損害賠償請求権者の直接請求権—対人賠償）または第12条（損害賠償請求権者の直接請求権—対物賠償）の規定により損害賠償額を直接請求できる場合には、第1項の手続

を完了した日からその日を含めて30日以内に損害賠償額を支払います。

7. 当組合の責めに帰すことのできない事由により、第6項の期間内に事故、損害もしくは傷害の事実または事故、損害もしくは傷害の態様の確認、支払うべき損害賠償額の確定等、損害賠償額の支払にあたって必要な調査を終えることができない場合は、第6項の規定にかかわらず、当組合は、第1項の手続をした損害賠償請求権者に対して、延長する理由および期間を通知することによって、第6項の期間を延長することができます。ただし、損害賠償請求権者が第1項の手続を完了した日からその日を含めて180日を限度とします。
8. 損害賠償請求権者が第7項に規定する調査を妨害することにより、当組合が当該調査を終えることができない場合は、第6項、第7項の規定にかかわらず、当組合は損害賠償額を支払いません。
9. 第6項から第8項の規定による損害賠償額の支払は、当組合があらかじめ承認した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(時効)

第30条 共済金請求権は第25条(共済金の請求)第1項に定めるときの翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

(損害賠償額請求権の行使期限)

第31条 賠償責任条項第10条(損害賠償請求権者の直接請求権—対人賠償)および同条項第12条(損害賠償請求権者の直接請求権—対物事故)の規定による請求権は、次のいずれかに該当する場合には、これを行行使することはできません。

- (1) 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被共済者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年経過した場合
- (2) 損害賠償請求権者の被共済者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

(代位)

第32条 損害が生じたことにより被共済者が**損害賠償請求権その他の債権(注)**を取得した場合において当組合がその損害に対して共済金を支払ったときは、その債権は当組合に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- (1) 当組合が損害の額の全額を共済金として支払った場合、被共済者が取得した債権の全額
 - (2) (1)以外の場合、被共済者が取得した債権の額から、共済金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (注)** 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

2. 第1項(2)の場合において、当組合に移転せずに被共済者が引き続き有する債権は、当組合に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
3. 被共済者が取得した債権が車両損害に関するものである場合は、当組合は、正当な権利により共済契約自動車を使用または管理していた者に対しては、その権利を行行使しません。ただし、次のいずれかに該当する損害に対しては、当組合はその権利を行行使することができます。
 - (1) 正当な権利により共済契約自動車を使用または管理していた者の故意または重大な過失によって生じた損害
 - (2) 正当な権利により共済契約自動車を使用または管理していた者が法令により定められた運転資格を持たないで共済契約自動車を運転している場合に生じた損害
 - (3) 正当な権利により共済契約自動車を使用または管理していた者が法令に定める酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で共済契約自動車を運転している場合に生じた損害
 - (4) 正当な権利により共済契約自動車を使用または管理していた者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で共済契約自動車を運転している場合に生じた損害
 - (5) 自動車取扱業者が業務として受託した共済契約自動車を使用または管理している間に生じた損害

(訴訟の提起)

第33条 この共済契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

(審査請求)

第34条 共済契約者が共済金の査定決定額について不服のある場合には、その決定の通知書を受けた日から2週間以内に組

合に書面をもって審査を請求することができます。

(除名の場合の措置)

第 35 条 定款第 15 条の規定により、除名された組合員の共済契約は、除名の決定と同時に失効します。

(準拠法)

第 36 条 この約款に規定のない事項については、組合の規約その他の諸規定ならびに日本国の関係法令によるものとします。

附則

賠償責任条項第 17 条（先取特権—対人・対物賠償共通）第 1 項または第 2 項の規定および同条項第 18 条（損害賠償請求権者の権利と被共済者の権利の調整）の規定は、保険法（平成 20 年法律第 56 号）の施行日以降に事故が発生した場合に適用します。

2. 賠償責任条項第 17 条（先取特権—対人・対物賠償共通）第 3 項の規定は、保険法の施行日以降に**共済金請求権(注)**の譲渡または**共済金請求権**を目的とする質権の設定もしくは差押えがされた場合に適用します。

(注) 保険法の施行日以前に発生した事故に係るものを除きます。

別表1 (後遺障害等級表)

等級	後遺障害	自損補償条 項支払割合	搭乗者傷害 補償条項支 払割合
第1級	①神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ②胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ③両眼が失明したもの ④咀嚼および言語の機能を廃したもの ⑤両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥両上肢の用を全廃したもの ⑦両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧両下肢の用を全廃したもの	100%	100%
第2級	①神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ②胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ③1眼が失明し、他眼の矯正視力(視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。)が0.02以下になったもの ④両眼の矯正視力が0.02以下になったもの ⑤両上肢を手関節以上で失ったもの ⑥両下肢を足関節以上で失ったもの	90%	89%
第3級	①1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの ②咀嚼または言語の機能を廃したもの ③神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ⑤両手の手指の全部を失ったもの(手指を失ったものとは、おや指は指関節、その他の手指は第1指関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。)	80%	78%
第4級	①両眼の矯正視力が0.06以下になったもの ②咀嚼および言語の機能に著しい障害を残すもの ③両耳の聴力を全く失ったもの ④1上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑤1下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑥両手の手指の全部の用を廃したもの(手指の用を廃したのものとは、手指の末節の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは第1指関節(おや指にあっては、指関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) ⑦両足をリスフラン関節以上で失ったもの	70%	69%
第5級	①1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの ②神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの ③胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの ④1上肢を手関節以上で失ったもの ⑤1下肢を足関節以上で失ったもの ⑥1上肢の用を全廃したもの ⑦1下肢の用を全廃したもの ⑧両足の足指の全部を失ったもの(足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。)	60%	59%
第6級	①両眼の矯正視力が0.1以下になったもの ②咀嚼または言語の機能に著しい障害を残すもの ③両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの ④1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑤脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの ⑥1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの ⑦1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの ⑧1手の5の手指またはおや指を含み4の手指を失ったもの	50%	50%
第7級	①1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの ②両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ③1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ④神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの ⑤胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの	40%	42%

	<ul style="list-style-type: none"> ⑥ 1手のおや指を含み3の手指を失ったものまたはおや指以外の4の手指を失ったもの ⑦ 1手の5の手指またはおや指を含み4の手指の用を廃したもの ⑧ 1足をリスフラン関節以上で失ったもの ⑨ 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの ⑩ 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの ⑪ 両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものととは、第1の足指は末節の半分以上、その他の足指は末関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは第1指関節（第1の足指にあっては、指関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） ⑫ 外貌に著しい醜状を残すもの ⑬ 両側の睾丸を失ったもの 		
第8級	<ul style="list-style-type: none"> ① 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの ② 脊柱に運動障害を残すもの ③ 1手のおや指を含み2の手指を失ったものまたはおや指以外の3の手指を失ったもの ④ 1手のおや指を含み3の手指の用を廃したものまたはおや指以外の4の手指の用を廃したもの ⑤ 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの ⑥ 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの ⑦ 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの ⑧ 1上肢に偽関節を残すもの ⑨ 1下肢に偽関節を残すもの ⑩ 1足の足指の全部を失ったもの 	30%	34%
第9級	<ul style="list-style-type: none"> ① 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの ② 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの ③ 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの ④ 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの ⑤ 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの ⑥ 咀嚼および言語の機能に障害を残すもの ⑦ 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑧ 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの ⑨ 1耳の聴力を全く失ったもの ⑩ 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの ⑪ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの ⑫ 1手のおや指またはおや指以外の2の手指を失ったもの ⑬ 1手のおや指を含み2の手指の用を廃したものまたはおや指以外の3の手指の用を廃したもの ⑭ 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの ⑮ 1足の足指の全部の用を廃したもの ⑯ 外貌に相当程度の醜状を残すもの ⑰ 生殖器に著しい障害を残すもの 	25%	26%
第10級	<ul style="list-style-type: none"> ① 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの ② 正面を見た場合に複視の症状を残すもの ③ 咀嚼または言語の機能に障害を残すもの ④ 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑤ 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの ⑥ 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの ⑦ 1手のおや指またはおや指以外の2の手指の用を廃したもの ⑧ 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの ⑨ 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの ⑩ 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの ⑪ 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの 	20%	20%
第11級	<ul style="list-style-type: none"> ① 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの ② 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの ③ 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの ④ 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 	15%	15%

	⑤両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの ⑥1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑦脊柱に変形を残すもの ⑧1手のひとさし指、なか指またはくすり指を失ったもの ⑨1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの ⑩胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの		
第12級	①1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの ②1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの ③7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ④1耳の耳殻の大部分を欠損したもの ⑤鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの ⑥1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの ⑦1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの ⑧長管骨に変形を残すもの ⑨1手のこ指を失ったもの ⑩1手のひとさし指、なか指またはくすり指の用を廃したもの ⑪1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの ⑫1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの ⑬局部に頑固な神経症状を残すもの ⑭外貌に醜状を残すもの	10%	10%
第13級	①1眼の矯正視力が0.6以下になったもの ②正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの ③1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの ④両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの ⑤5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑥1手のこ指を失ったもの ⑦1手の小指の指骨の一部を失ったもの ⑧1下肢を1センチメートル以上短縮したもの ⑨1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの ⑩1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの ⑪胸腹部臓器の機能に障害を残すもの	7%	7%
第14級	①1眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの ②3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ③1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの ④上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの ⑤下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの ⑥1手の小指以外の手指の指骨の一部を失ったもの ⑦1手の小指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの ⑧1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの ⑨局部に神経症状を残すもの	4%	4%

(注)

1. 視力の測定は、万国式試視力表による。屈折異状のあるものについては、矯正視力について測定する。
2. 手指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
3. 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節（おや指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
4. 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
5. 足指の用を廃したものとは、第一の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節間関節若しくは近位指節間関節（第一の足指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

別表2 (死亡共済金)

共済金額	死亡共済金
無制限	1,600万円
15,000万円	1,600万円
10,000万円	1,600万円
8,000万円	1,500万円
6,000万円	1,400万円
5,000万円	1,350万円
3,000万円	1,250万円
2,000万円	1,200万円
1,000万円	1,000万円

別表3 (減収補償共済金)

共済金額	減収補償共済金
無制限	160万円
15,000万円	160万円
10,000万円	160万円
8,000万円	150万円
6,000万円	140万円
5,000万円	135万円
3,000万円	125万円
2,000万円	120万円
1,000万円	100万円

自動車共済約款

特約条項

【1】共済掛金分割均等払特約（共通）

（分割払の回数）

- 第1条** 共済契約者は、この特約により、年額共済掛金を4回、6回または12回に分割して払込むことができます。ただし、12回分割払は、全車両一括もしくは一共済証書で年額共済掛金総額が30万円を超える場合にかぎりません。
2. 主契約満期日までの短期契約については、主契約分割残回数に分割して払込むことができます。

（分割割合）

- 第2条** 分割共済掛金は、分割回数に応じて各月均等割合により払込むものとします。

（払込み方法）

- 第3条** 共済契約者は、共済掛金振込の場合は、共済期間始期までに当組合の提携金融機関へ払込むものとします。共済掛金口座振込の場合は、口座振替依頼書締切日までに共済契約申込書の締結が完了された場合は、払込み月に第1回分割共済掛金を払込むものとします。ただし、口座振替依頼書締切までに共済契約申込書の締結ができなかった場合は、第1回分割共済掛金と第2回分割共済掛金を合算して払込み月の翌月に払込むものとします。
2. 第2回以降の共済掛金の払込みは、第1回の払込み月の翌月から毎月継続して、共済契約者の指定する一定の期日とし、共済契約者振出しの約束手形等により、払込むものとします。ただし、一枚の手形金額は1万円以上の単位とします。

（分割共済掛金領収前の事故）

- 第4条** 共済期間が始まった後でも、共済契約者の都合により第1回分割共済掛金が払込まれなかった期間の事故については、共済金を支払いません。

（分割共済掛金不払の場合の免責、解除）

- 第5条** 第2回目以降の分割共済掛金について、当該掛金の払込期日までにその払込みを怠った場合は、払込期日の属する月の共済期間始期応当日以後に生じた事故については、共済金を支払いません。ただし、払込期日の属する月の翌月末日までに共済契約者が翌月分までの掛金を払込んだ場合および提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかった理由が共済契約者の責に帰さない場合を除きます。また、払込期日の属する月の翌月末日までに共済掛金の払込がない場合には、この共済契約を解除することができます。解除は、共済証書記載の共済契約者の住所にあてた書面により解除の通知をし、解除の効力は当該掛金の払込期日の属する月の共済期間開始期応当日とし、すでに領収した掛金は返還しません。払込期日とは、手形の場合は手形記載の支払期日、口座振替の場合は口座振替日、その他の場合は当該月末日とします。

（分割払の場合の返戻金の取扱い）

- 第6条** 分割払の場合の共済契約の解除、解約または変更による返戻金は、既経過期間分に応じた約束手形が決済された後返戻します。

（端数処理）

- 第7条** 分割共済掛金に対する金額の計算においては、10円未満は四捨五入します。

【2】自損補償不担保特約

(この特約が適用される条件)

第1条 この特約は、共済証書に、この特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

(自損補償条項の不適用)

第2条 当組合は、この特約により、共済約款第2章自損補償条項を適用しません。

【3】団体扱い特約

(この特約の適用条件)

第1条 この特約は、次の各号に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- (1) 共済契約者が、当組合が認める団体の構成員であること。
- (2) 団体と当組合との間に「共済掛金集金に関する契約書」による共済掛金集金契約（以下集金契約といいます。）が締結されていること。
- (3) 共済契約者が、当組合との間に集金契約を締結した団体（以下集金委託所といいます。）に次のことを委託し、集金委託所がそれを承諾していること。
 - (イ) 共済契約者から集金契約に定める払込期日までに共済掛金を集金すること。
 - (ロ) 上記(イ)により集金した共済掛金を当組合の指定する場所に支払うこと。

(共済掛金の払い込み方法)

第2条 当組合は、この特約により共済契約者がこの共済契約の共済掛金を、次の各号に掲げる方法のいずれかにより払い込むことを承認します。

- (1) この共済契約の共済掛金を一時に払い込むこと。
 - (2) 年額掛金を共済証書記載の回数に分割して払い込むこと。
 - (3) 契約内容の変更、通知事項等の承認に伴う追加共済掛金を一時に払い込むこと。
2. 第1項の規定により共済掛金を払込む場合は、集金契約に定めるところにより、集金委託所を経て払い込まなければなりません。

(共済掛金領収前の事故)

第3条 当組合は、第2条第1項第1号の共済掛金、または第1項第2号の第1回共済掛金が集金契約に定めるところにより、集金委託所を経て払い込まれる場合には、共済掛金領収前であっても共済金を支払います。ただし、集金契約の定めるところにより集金委託所が共済掛金を領収した場合にかぎりません。

(追加共済掛金の払い込み)

第4条 契約内容の変更、通知事項等の承認に伴う追加共済掛金の取扱については、第3条と同様とします。

(共済掛金領収証の発行)

第5条 当組合は、集金委託所を経て払い込まれた共済掛金については、領収した共済掛金の合計額に対する共済掛金領収証を集金委託所に対して発行し、共済契約者に対してはこれを発行しません。

(特約の失効または解除)

第6条 この特約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その事実が発生したことにより集金委託所による共済掛金の集金が不能となった最初の払込期日（以下集金不能日といいます。）から将来に向かってのみその効力を失います。

- (1) 集金契約が解除された場合
 - (2) 共済契約者が団体の構成員でなくなった場合
 - (3) 共済契約者が共済掛金を払込期日までに集金者に支払わなかった場合
 - (4) 第1号、第2号または第3号の場合のほか、この共済契約について集金契約に基づく集金委託所による共済掛金の集金が行われなかった場合
2. 当組合は、この共済契約に係る集金契約の対象となる共済契約者が5社未満である場合には、この特約を解除することができます。
3. 第1項第1号の事実が発生した場合または第2項の規定により当組合がこの特約を解除した場合は、当組合は遅滞なく、共済証書記載の共済契約者の住所に宛てた書面によりその旨を通知します。

(特約の失効または解除後の共済掛金の払い込み)

第7条 第6条第1項によりこの特約が効力を失った場合は、共済契約者は共済掛金を、集金委託所を経ることなく、当組合に払い込まなければなりません。

【4】初回共済掛金口座振替特約

【用語の定義】

- (1) 初回共済掛金
共済掛金を一括して払込む場合は、この共済契約に定められた総契約掛金をいい、共済掛金を分割して払込む場合は、第1回目に払込むべき分割共済掛金をいいます。
- (2) 分割共済掛金
共済掛金を共済契約証書記載の回数に分割した金額であって、共済契約証書に記載された金額をいいます。
- (3) 共済掛金払込期日
提携金融機関ごとに当組合の定める期日をいいます。
- (4) 口座振替
指定口座から当組合の口座に振り替えることをいいます。
- (5) 指定口座
共済契約者の指定する口座をいいます。
- (6) 提携金融機関
当組合と契約掛金の口座振替の取扱いを提携している金融機関をいいます。

(この特約の付帯条件)

第1条 この特約は、次の各号に定める条件をすべて満たす場合に付帯されます。

- (1) 共済契約締結のときに、指定口座が、提携金融機関に設定されていること。
- (2) 次のいずれかの条件を満たすこと。
 - (イ) この共済契約の締結および共済契約者から当組合への預金口座振替依頼書の提出が、始期日の属する月の前月末日までになされること。
 - (ロ) 共済契約者が、この共済契約の申込みおよび当組合への預金口座振替依頼書の提出を当組合所定の連絡先に行うこと。
- (3) 共済契約者がこの特約を付帯する旨申し出て、当組合がこれを引き受けること。

(共済掛金の払込方法)

第2条 共済契約者は、共済掛金払込期日に、口座振替によって初回共済掛金を払込むことができます。

- 2 前項の場合、共済契約者は、共済掛金払込期日の前日までに初回共済掛金相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。
- 3 共済掛金払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替による初回共済掛金の払込みが当該休業日の翌営業日に行われた場合は、当組合は、共済掛金払込期日に初回共済掛金の払込みがあったものとみなします。

(共済掛金領収前の事故)

第3条 共済掛金払込期日に初回共済掛金の払込みがない場合には、共済契約者は、初回共済掛金を共済掛金払込期日の属する月の翌月末日までに当組合の指定した場所に払込まなければなりません。

2 当組合は、共済契約者が共済掛金払込期日の属する月の翌月末日までに初回共済掛金を払込んだ場合には、初回共済掛金領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、自動車共済約款一般条項第1条(共済責任の始期および終期)第2項および自動車共済約款に付帯される他の特約に定める共済掛金領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。

3 前項の規定にかかわらず、共済契約者が初回共済掛金について、当該初回共済掛金を払込むべき共済掛金払込期日の属する月の翌月末日までにその払込みを怠った場合は、当組合は、始期日から初回共済掛金領収までの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。

4 前項の規定にかかわらず、共済契約者が初回共済掛金の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったときは、当組合は、「共済掛金払込期日の属する月の翌月末日」を「共済掛金払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えて同項の規定を適用します。この場合において、共済掛金が分割して払い込まれるときは、当組合は共済契約者に対して共済掛金払込期日到来前の分割共済掛金を合わせて請求できるものとします。

(共済掛金領収前の共済金支払)

第4条 前条(共済掛金領収前の事故)第2項の規定により、共済契約者、共済金請求権者または損害賠償請求権者が、初回共済掛金の払込み前に生じた事故による損害または傷害に対して共済金または損害賠償額の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、共済契約者は初回共済掛金を当組合に払い込まなければなりません。

(解除)

第5条 当組合は、共済掛金払込期日の属する月の翌月末日までに、初回共済掛金の払込みがない場合には、共済契約証書記載の共済契約者の住所にあてた書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

2 前項の規定は、この共済契約に付帯された共済掛金分割均等払特約の共済契約の解除に関する規定に優先して適用されます。

3 第1項の解除は、始期日から将来に向かってのみ、その効力を生じます。

(準用規定)

第6条 この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この共済契約の自動車共済約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

(追加共済掛金)

第7条 追加共済掛金についても口座振替をする旨申し出た共済契約者は、上記に準じて取り扱う。

【5】車両危険限定特約

【用語の定義】

(1) 相手自動車(原動機付自転車を含みます。)

その所有者が共済契約自動車の所有者と異なる自動車を言います。

(2) 所有者

自動車所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主。自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主。これ以外は自動車を所有する者。

(3) 車対車事故

共済契約自動車と相手自動車との衝突または接触をいいます。

(この特約の付帯条件)

第1条 この特約は、次の各号に定める条件をすべて満たす場合に付帯されます。

- (1) この共済契約に自動車共済約款車両条項の適用があること。
- (2) 共済契約者がこの特約を付帯する旨申し出て、当組合がこれを引き受けること。

(共済金をお支払いする場合)

第2条 当組合は、この特約により、自動車共済約款車両条項第1条（共済金をお支払いする場合）第1項の規定にかかわらず、共済契約自動車に生じた次の各号のいずれかに該当する損害に限り、自動車共済約款車両条項および一般条項に従い共済金を支払います。

- (1) 車対車事故によって共済契約自動車に生じた損害。ただし、車対車事故の相手自動車について、次の事項がすべて確認させた場合に限ります。
 - (イ) 登録番号等（登録番号、車両番号、標識番号または車台番号をいいます。）
 - (ロ) 車対車事故の発生時の運転者または所有者の住所および氏名もしくは名称
- (2) 共済契約自動車に火災もしくは爆発が生じた場合または他物の爆発によって共済契約自動車が被爆した場合の損害
- (3) 盗難によって生じた損害
- (4) 騒乱または労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損害
- (5) 台風、たつ巻、こう水または高潮によって生じた損害
- (6) 落書の損害、いたずらの損害（共済契約自動車の運行によって生じた損害および共済契約自動車と他の自動車との衝突または接触によって生じた損害を含みません。）または窓ガラス破損の損害（損害の額は、破損した窓ガラスのガラス代金とします。）
- (7) 飛来中または落下中の他物との衝突によって生じた損害。ただし、その衝突の結果生じた事故による損害を除きます。
- (8) 前各号のほか、偶然な事故によって生じた損害。ただし、共済契約自動車と他物との衝突もしくは接触によって生じた損害または共済契約自動車の転覆もしくは墜落によって生じた損害を除きます。

(共済金の請求手続—交通事故証明書を提出できない場合)

第3条 共済契約者は、前条（共済金をお支払いする場合）第1号に基づき共済金の支払を請求する場合、自動車共済約款一般条項第21条（共済金の請求）第2項ただし書の交通事故証明書を提出できない相当の理由があるときは、交通事故証明書を代えて次の書類および写真を当組合に提出しなければなりません。

- (1) 車対車事故の事実を証明する書類であって、その相手自動車の事故発生時の運転者または所有者の住所の記載および記名押印のあるもの
- (2) 共済契約自動車の損傷部位の写真
- (3) 相手自動車の衝突または接触の部位を示す写真または資料

【6】相手自動車全損時超過修理費担保特約

【用語の定義】

この相手自動車全損時超過修理費担保特約条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

- (1) 相手自動車
対物事故により滅失、破損、または汚損した他人の自動車をいいます。
- (2) 相手自動車の価額
損害が生じた地および時における、相手自動車と同一車種、同年式で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。
- (3) 相手自動車の車両共済等

相手自動車について適用される共済契約または保険契約で、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、盗難、台風、こう水、高潮その他偶然な事故によって相手自動車に生じた損害に対して共済金または保険金を支払うものをいいます。

(4) 自動車

道路運送車両法第2条第2項に定める自動車をいい、同条第3項に定める原付自転車を含まず。

(5) 修理費

損害が生じた地および時において、相手自動車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。

(6) 対物事故

自動車共済約款賠償責任条項【用語の定義】(3)に規定する対物事故をいいます。

(7) 他の共済契約等

第2条（共済金をお支払いをする場合）と支払責任の発生要件を同じくする他の共済契約または保険契約をいいます。

(8) 超過修理費

相手自動車の修理費が相手自動車の価額を上回る場合における、相手自動車の修理費から相手自動車の価額を差し引いた額をいいます。

(9) 被共済者

自動車共済約款賠償責任条項第3条（共済の補償を受けられる方（被共済者）－対人・対物賠償共通）に規定する被共済者をいいます。

（この特約の適用条件）

第1条 この特約は、共済証書にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

（共済金をお支払いする場合）

第2条 当組合は、次の1および2をいずれも満たす場合に、この特約および自動車共済約款一般条項の規定に従い、被共済者に対して、相手自動車全損時超過修理費共済金を支払います。

1 対物事故により、被共済者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して自動車共済約款賠償責任条項および一般条項の規定に従い共済金が支払われる場合。

2 相手自動車の修理費が相手自動車の価額を上回る場合であって、相手自動車に損害が生じた日の翌日から起算して6ヶ月以内に相手自動車の損傷が修理されたとき。

注）正当な理由により6ヶ月を超えた場合を含みます。

（お支払いする共済金の計算）

第3条

1 1回の対物事故につき当組合の支払う相手自動車全損時超過修理費共済金の額は、相手自動車1台につき被共済者が負担する超過修理費とします。ただし、次の算式により算出された額または50万円のいずれか低い額を限度とします。

$$\text{超過修理費} \times \left[\frac{\text{相手自動車の価額について被共済者が負担する損害賠償の額}}{\text{相手自動車の価額}} \right]$$

2 1の場合において、相手自動車に生じた損害に対して相手自動車の車両共済等によって共済金または保険金が支払われる場合であって①の額が②の額を超えるときは、当組合は、①に定める共済金の額から③の超過額を差し引いて相手自動車全損時超過修理費共済金を支払います。この場合において、すでに③の超過額について相手自動車全損時超過修理費共済金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。

① 相手自動車の車両共済等によって相手自動車の修理費に対して支払われる共済金または保険金の額。ただし、相手自動車の修理費のうち相手自動車の所有者以外の者が負担すべき金額で相手自動車の所有者のためにすでに回収されたものがある場合において、それにより共済金または保険金の額が差し引かれるときは、その額を差し引かないものとして算出された共済金または保険金の額とします。

② 相手自動車の価額

③ 次の算式により算出された超過額

$$\boxed{\text{①の額}} - \boxed{\text{②の額}} = \text{超過額}$$

(重複契約の取り扱い)

第4条

- 1 他の共済契約等がある場合は、当組合は、次の算式によって支払共済金の額を決定します。それぞれの共済契約（保険契約）について、他の共済契約（保険契約）がないものとして算出した支払うべき相手自動車全損時超過修理費用共済金（保険金）のうちもっとも高い額×
〔他の共済契約等がないものとして算出した当組合の支払うべき相手自動車全損時超過修理費用共済金の額／それぞれの共済契約（保険契約）について他の共済契約（保険契約）がないものとして算出した支払うべき相手自動車全損時超過修理費用共済金（保険金）の合計額〕
＝共済金
- 2 1の規定にかかわらず、他の共済契約等により優先して相手自動車全損時超過修理費用共済金（保険金）が支払われる場合には、当組合は、他の共済契約等がないものとして算出した当組合の支払うべき相手自動車全損時超過修理費用共済金の額が他の共済契約等により支払われる相手自動車全損時超過修理費用共済金（保険金）の額の合計額を超過するときにかぎり、その超過額に対してのみ相手自動車全損時超過修理費用共済金を支払います。
- 3 1および2の規定にかかわらず被共済者が重複して他の共済契約等の相手自動車全損時超過修理費用共済金（保険金）を請求または受領しない旨を申し出た場合は、当組合は、他の共済契約等がないものとして算出した当組合の支払うべき相手自動車全損時超過修理費用共済金の額を支払い共済金の額とし、他の共済契約等に優先して支払います。なお、他の共済契約等に優先して当組合が相手自動車全損時超過修理費用共済金を支払った後、被共済者が重複して他の共済契約等の相手自動車全損時超過修理費用共済金（保険金）を請求または受領した場合は、当組合はすでに支払った相手自動車全損時超過修理費用共済金について、その返還を請求することができます。

(共済金の請求)

第5条

- 1 当組合に対する相手自動車全損時超過修理費用共済金の請求権は、被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の額について、被共済者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面における合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。
 - ① 相手自動車全損時超過修理費用共済金の請求は、自動車共済約款賠償責任条項の被共済者を經由して行うものとします。

(準用規定)

- 第6条 この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この共済契約の自動車共済約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。